**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって８番　大宜見洋文議員、９番　石垣大志議員を指名します。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に、本日、伊佐園恵議員から、昨日一般質問における発言について、会議規則第64条の規定によって、お手元にお配りしました発言取消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって、伊佐園恵議員からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

**日程第２．一般質問**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第２．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。14番　浦崎みゆき議員。

〔浦崎みゆき議員　登壇〕

**○14番　浦崎みゆきさん**　おはようございます。では、今年も早いもので12月最後の一般質問の日のトップバッター、よろしくお願いいたします。それでは一括質問一括答弁にて、よろしくお願いいたします。読み上げて質問いたします。まず大きな１番、女性政策について。（１）子宮頸がんワクチン。①４月より子宮頸がんの定期接種対象者に積極的勧奨が再開された。定期接種とキャッチアップ対象者への通知並びに周知はどのように行われたか。②接種率と反響はどうか。（２）困難女性支援法について。①性被害や生活困窮、家庭関係の破綻など困難な問題を抱える女性に対する新法が成立し、2024年施行される。新法に対する本町の見解を伺う。（３）本町の審議会等の女性登用率を伺います。

　大きな２番、公共交通について。（１）本町の交通弱者はどの程度か伺う。（２）交通弱者に対する施策はあるか。（３）本町に南城市で運行しているデマンドタクシー導入の実現可能性を伺う。

　大きな３番、防犯対策について。（１）本町の防犯の取組を伺う。（２）再犯防止推進法は自治体の努力義務となっているが、本町の見解はどうかよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　おはようございます。まず質問事項１点目、（１）についてお答えいたします。まず１点目ですが、定期接種とキャッチアップの全対象者へ６月に接種券を送付し、町ホームページや町広報紙にて周知をしております。２点目です。10月末日における本町の接種率は1.7％で、特に大きな反響はございません。

　（２）についてです。新法については、これまで様々な困難を抱えた女性の支援を実施した中で、支援ニーズの多様化に伴い、法制度上も新たな枠組みの構築が必要とのことから制定をされております。その施策を推進することにより人権が尊重され、女性が安心し、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与するものだと考えております。

　（３）です。審議会委員の女性登用率は、令和４年４月１日現在32.6％となっております。

　続きまして質問事項の２点目、（１）です。南風原町交通基本計画における交通弱者の定義として、公共交通不便地域に居住し運転免許を持たない、高齢者や子ども等のことを定義づけております。交通弱者数については把握しておりません。

　続きまして（２）です。今年度の交通戦略の中で施策の検討に当たり、各字でのワークショップを実施しました。本町の特徴としてコンパクトな町で、生活利便施設、福祉施設等が近接しており、各字で生活拠点が形成されていることが確認できました。そのため支線公共交通の導入については、タクシーチケットの拡充等を検討し、短距離移動の負担軽減を行い、路線バスと連結することで、広域移動手段として既存の公共交通の利用促進にもつながるものだと考えております。

　（３）です。デマンドタクシー導入に当たっては、移動目的、年齢構成や各字のニーズを踏まえ、慎重に取り組む必要があると考えています。

　続きまして質問事項３点目の（１）でございます。本町の防犯に関しては、主に与那原警察署や各種団体と連携の下、取組を実施しております。防犯啓発物の掲示やイベント等での配布、危険箇所のパトロール活動、緊急時の町内放送、公園の防犯カメラ設置等を実施しております。

　（２）についてです。本法律は、再犯の防止等に関する施策を推進し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としております。本町においても、関係機関や各種団体と連携してまいります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。それでは順を追って再質問させていただきます。まず子宮頸がんワクチンについてでございますが、本町もいち早くですね、４月の12日にもこの頸がんワクチンの再開についてということで、いち早くホームページに載せていただいて、しっかりとまたリーフ等も添付をしていただいて、分かりやすく皆様に啓発しているところ本当に感謝申し上げたいと思います。それで、まず定期接種とキャッチアップとあるんですけれども、定期接種の年齢層と、またキャッチアップはまず何歳から何歳までの。これまで積極的勧奨を差し控えていた期間の年齢の対象をお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　浦崎みゆき議員のご質問にお答えします。定期接種におきましては、13歳から16歳。キャッチアップにつきましては、16歳から25歳の年齢層になります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。その年齢の、すみません人数とか分かりますでしょうかね。人数のお願いを申し上げまして、６月から接種券を送付してということですけども、また10月末のこの1.7％という接種率についてはどのようにお考えでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　お答えします。まず、定期接種の対象人数でございますが、南風原町では1,392人、キャッチアップの対象者につきましては1,726人、合計で3,118人となっております。10月末時点の接種率1.7％につきましては、近隣団体の接種率等を鑑み比較しますと、南風原町のほうが接種率が高いという結果になってございます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。そうですね。全体で3,118人の方が接種券を今手元に持っていらっしゃるということでございますけれども、本当にこの子宮頸がんのワクチンの、まずワクチンに関してですね、種類ですけれども、どのような種類があるのかお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　お答えします。現在、定期接種の対象となっていますのが２種類ございまして、いわゆる２価ワクチンと４価ワクチンの種類がございます。また令和５年４月からは、これに９価ワクチンも開始されます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。２価と４価で、今ご案内は行っていると思うんですね。この９価に関しましては、先日11月９日の新聞のほうに、来年の４月から定期接種されるということで情報がありました。その９価はやはり９価ですので、ウイルスに対する効果が、数多くのウイルスに対して効果があるということでかなり期待をされているところでありますけれども、現在送られているのは２価、４価というふうになっていると思うんですけれども、９価ワクチン、これは今後どのようになっていくのか。新聞等とかほかの情報によりますと、２価、４価を打っていてもお医者さんと相談をして９価を打つことができるというふうにも聞いております。やっぱり効果が高いこの９価ワクチンの認証のお知らせというのは、今後どのように行われていくお考えなのかお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　お答えします。議員のおっしゃるとおり９価のほうが効果が高いのがありまして、また実は明日なんですが、国からの自治体説明会がございまして、その詳細が明日分かるわけですので、それにのっとって、また適宜４月からの９価ワクチンに向けて対応を取っていきたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　そうですね、ちょっとまだ情報が届いていないと思うんですけれども。送付はしていますけれども、今度また3,118名の方に９価ワクチンもありますよということと、そういったお知らせもあって。そしてやはりこのワクチン再開に関しましてはやっぱり戸惑いとか不安もあるかというふうに思いますので、引き続き丁寧な対応をお願いしたいというふうに思っております。反響は特にないということで、静かに見守っているのかなとかですね。もし可能であればですね、本町の接種率も高いということでございますので、それだけ南風原町は関心があるのかなという思いもあります。できましたら、またホームページなどに接種率のパーセンテージなども表示ができないものなのか。そこら辺もご検討いただいて、やっぱりこれだけの方が接種しているんだなということを見て、安心にもつながっていくものと思いますので、その辺はご検討をよろしくお願いいたします。日本では毎年１万人以上が子宮頸がんにかかっており、また3,000人近くが毎年亡くなっております。これは毎日30人が子宮頸がんになって、8人が毎日死亡しているというふうな計算になってまいります。子育て年代の子宮頸がんも増えておりますし、がんの発症は数年から数十年、感染。その感染が原因と言われておりますので、やはり子宮頸がんの、初期症状もないために子宮がん検診によって、また妊婦健診で見つかるということが多くあるようでございますので、やはりこのワクチンの重要性と、多くのまたこの保護者、小学６年生からですので、本人とまたしっかりと理解をしていただきまして、予防の監視を高めるための広報活動にもさらに力を入れていただきたいと思います。その件に関しまして答弁お願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　お答えします。広報等を強化してまいりまして、ありますように副反応の心配であったりもあるんですが、ワクチンの効果等も同時にお伝えしながら取り組んでまいりたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。この質問に対しましては終わります。

　次の困難女性支援法でございますけども、これはいろんな、今、本町におきましてはやはりこども課におきまして、いろいろと本当にご相談を承って、また各機関との連携もしっかり取れていることは承知をしております。ただ、支援法が発せられる背景には様々な要因が、複雑な要因が絡んでくるので、やはり一番身近な地方自治体の中で相談を受けていくというのが大事ということでですね、この支援法ができているところでございます。やはり女性に対する施策は県とか、そういう保護法によって今までちょっと県のほうが主だったと思うんですけれども、地域に下りてきてしっかりと相談が体制取れるような体制をつくるということで、2024年に向けての、私は準備として是非これを円滑に、相談体制が取れるようなという思いの質問でございますので、それに対しての現状の体制を確認したいと思います。お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。この法の施行が行われるわけですが、本町のほうもしっかり連携を取りまして女性相談対応を行っているところです。幸い南風原町には、南部福祉事務所の女性相談所が町内にございますので、そういった地理面での優位性もございます。今後もしっかり対応していきます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。是非よろしくお願いを申し上げます。この中でですね、女性相談支援員というものの配置が一応求められているわけでございますが、そこら辺に関しましてはいかがでしょうか。そして本年度、こども家庭総合支援拠点の設置がございました。何となく重なり合うような点も感じられるわけですけれども、これとの違いと申しますか、その辺はどういうふうなのか、よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。この女性相談員の配置については市町村にということではございませんので、その点が法の趣旨で言われていることと、町に現在配置されている相談対応としては、こういった女性相談の担当というものは我々こども課のほうで担当づけはしております。そういった形で普段対応しているんですが、家庭総合支援拠点との違いという部分については、家庭総合支援拠点は児童福祉法のほうに位置づけられておりまして、児童を抱えるものを中心に想定された法でございます。今回の女性への支援に関する法律というのは、女性を全般に捉えた内容でございます。そのあたりが少し位置づけが違うということとなっております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　分かりました。しっかりとこれまでも本当に南風原町はいろんな角度、大変な相談件数も抱えながら本当に頑張っているところ、またエールを送らせていただきたいと思います。また新しいものもどんどん出てくるんですが、それに沿った対応をよろしくお願い申し上げまして、この質問は終わります。

　次に本町の女性審議会等の女性登用率なんですけども、32.6％というふうになっておりますが、これはこの32.6という数字はどちらから出てきたものでしょうか。お願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えします。こちらの資料は県に報告している審議会に占める女性の割合の調査から提出してるものです。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。これは県に報告するものとしての数字ということですよね。一応私、今回の質問の中で審議会等と、「など」というふうに入れてあります。そのほかにもいろいろ各種の委員会などがあると思いますけれども、その審議会、または委員会における女性登用率というのが分かればお願いをいたしたいと思います。それとですね、その目標ですけれども、何％まで持っていく予定なのかお願いをいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。全ての委員の任意に対する女性委員の割合については、申し訳ありません、資料のほう今持ち合わせがありません。目標数値なんですが、先ほど説明した県に提出している審議会等の割合のほうで目標値のほうを設定しておりまして、まじゅんプランのほうで令和８年度に40％、まじゅん計画の最終年度である令和13年度に50％を目標としております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。委員会はかなりたくさんあると思いますので、もうちょっといくのかな、それとも低いのかなという思いがありまして聞きましたけれども、今後もしっかりと目標に向けて、令和13年までが50％というのは、遠い遠いと思うんですけれども、是非それに近づけるようにお願いを申し上げます。私、審議会等の登用率をお伺いしたのはですね、委員会など、特に町に、もちろん先ほどの32％のあれもいろんな、民生推進委員会とか22の委員会があるようでございますけれども、それも含めてですね、委員会においては女性の単なる数が何名いるかではなくてですね、そういう問題ではなくて、南風原町の現状とか課題を委員の皆様とともに共有をして、様々な角度からまた幅広くいろんな意見が聞ける場所ですよね。そういうことで、しっかりと女性の声も生かしていっていただきたい。そういう思いの趣旨から聞いておりますので、この登用率について、これは全課関わりますし、また全庁的に関わりますので、町長よりご見解をお伺いしたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　浦崎みゆき議員のただいまのご質問にお答えをいたします。町といたしましては、この審議会とか、そういった委員につきましては、可能な限り女性の皆さんに、女性を登用するというふうなものは方針として持っております。しかし、町が所管する審議会はその点は実践しやすいと――しやすいとよりは実践してまいりますけれども、それとは違う委員会もあるわけでございまして、そのあたりはまじゅんプランをしっかりと町民の皆さんに周知することで、意識の啓発をしていきたいと思っております。基本的にはまじゅんプランで示しているとおり、女性の皆さんにも大いに審議会等で活躍をしていただきたいと。そうすることがまた議員おっしゃるとおりですね、女性の皆さんの意見もこの行政に反映するというふうに捉えておりますので、そのようにご理解をお願いしたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　町長ありがとうございました。本当に私たち議員はここに立って町民の皆さんの思いを述べることができますけども、やはり委員会の中では、様々な本当に生の声を聞くことができますので、全課通していただいて、いろんな参加できやすい体制を取っていただきたいと思います。また今はコロナ禍でもありますので、例えばオンラインでとかズーム会議とか、そこら辺も検討していただきまして、審議会、委員会の、是非女性の参加率を上げていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

　それでは次の交通公共交通についてお尋ねいたします。そうですね、公共交通につきましては、これまでたくさんの方が質問をされておりますので、お答えのほうも同じような感じにはなっているかというふうに思います。その中でですね、やはり一番多いものは、高齢者の本当に困っている点というのは買い物だと思うんですね。買い物に行くときに足がないというふうな感じではないかと思っております。私も実際、声をかけられまして、ちょっとそこのスーパーまで連れていってくれないかというふうな感じで言われまして、いいですよということで連れていったんですけれども。その中で、やはり楽しいと思うんですね。スーパー内を回っていまして、なかなか出てこないからスーパーの中に入っていって探しに行ったんですけども。やっぱり楽しげに選んでいらっしゃる。そういうことを見ますと、やっぱり買い物に出かけるというのは、特に女性にとっては献立を考えながら、スーパーを回っていくという感じで、本当にそこが一番大きな困難点ではないかなというふうに思います。もちろん病院等とかもありますけども。そこで先日憲治議員より提案のありました、区民を対象にしたデマンド型交通、やってもいいよというようなお声もあったということを聞いてですね。まずはこれ、例えば実験的に行っていくようなものというものはいかがでしょうか。お願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　仲里　明君**　お答えいたします。ご意見についてはですね、大変貴重な意見かなというふうには拝見しております。町のほうではタクシーチケットの助成を拡充していくというような方針がありますので、それをまず前提として取り組んでいけたらなと思っています。その中でですね、今後そういった、具体的にまだ実施はされてないような状況ですので、そこの拡充がもし可能――実施された場合についてですね。その辺りの検証もしながら次の段階とか、いろんな意見があると思いますので、現時点ではまずはタクシー助成を先行しながら検討になるのかなというふうには考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。タクシーチケットも本当に期待されるところでございますので、そこら辺も是非拡充をしていただきたいということは本当に切に思っております。ただ、それと同時並行でですね、やはり実験的にまず行っていくのも本当にいいのではないかなというふうに、しっかりと声を上げていただいている方、憲治議員は喜屋武ですので、喜屋武地域の皆様をこのデマンドタクシーで拾い上げていって、その地域ごとにやっていくというのもいいんじゃないかな。そういうことで実験実証みたいな、南風原版でやっていただけると、また見えてくるところも、数字等とかで捉えるものよりは現実的に実践できるものが、実践して分かるものがあるんじゃないかなという思いで取り上げております。結局ですね、今議会において、私を含めて６人の方が公共交通を質問に取り上げているということはですね、今の南風原町民の皆さんのニーズがあって私たちのところまで声が届いてくるわけですね。そういうことで本当に待ち望んでいることということですね、やっぱり移動手段に不便を感じている。早く何とかしてほしいという声でありますので、その声に応えるべく、今できることから対策を早めに打っていただきたいというふうに思いますが、再度、答弁をお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　仲里　明君**　議員おっしゃるとおりですね、今できることから取り組んでいくというような姿勢ではございます。そしてタクシーチケットの拡充についてもですね、いろんな活用方法があってですね、お年寄りのほうとしては利用についてはですね、お話が重要だと。コミュニケーションが取れるのかとかありますけれども、タクシーチケット等の現状でもですね、乗り合いで行くことも可能だと思います。地域のお年寄りがですね、寄り添って複数で利用するというふうな手段もありますのでね。それを見据えながら、今後どのような在り方がいいのかどうかは検討すべきかなというふうには思っております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　本当に早めに、早急に是非よろしくお願いを申し上げまして、この質問は終わります。

　次の防犯対策についてでございますけども、様々な防犯対策を行っているということでございましたけれども、今本町が防犯に関わるこの組織体というか団体というのはどれぐらいあるのか、分かりますでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。防犯、見守りに係るパトロール等ですね、関わっている団体としましては、老人会の皆様や、みゆき議員も所属していますご奉仕の皆様、あと更生保護女性会の皆様等に協力をいただいているところです。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　何か所というのは分かりますか。何団体というか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　失礼しました。お答えいたします。すみません、自主防犯組織に限るんですが、これにつきましては、町内では９組織ですね。これは与那原警察署に届出がされている組織としては９団体となっております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。そしてもう一つ聞きたいのは、公園の防犯カメラは設置台数、場所が何か所で、カメラの設置台数としては何件ぐらいあるのか分かりますでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。公園の防犯カメラの台数としましては、全部で11台。まず黄金森公園で３か所、本部公園で３か所、宮城公園で２か所、神里公園で１か所、ウガンヌ前公園で２か所。以上となっています。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。この防犯カメラに関しては、今後増えていくこととかありますでしょうか。増えていく可能性はあるかどうかだけお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。現在整備している防犯カメラにつきましては、平成29年度の補助事業で設置しているものになっています。ただ、今後必要な場所については、協議しながら設置に向けて調整していきたいと考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　それではまた要望等がありましたら、そこら辺の対応をよろしくお願いを申し上げます。

　次に再犯防止推進法について確認をいたします。再犯は社会の、関係機関と各種団体と連携して取り組んでいくというご答弁でございました。この再犯防止推進に関する法律は平成28年にでき上がっておりまして、数字的にお知らせをいたしますと、本年４月現在で策定状況は、各県においては全て47団体が策定済みでございます。市町村において324団体、全国の19％ということになっております。背景に、やはり再犯者という、刑を終えて出てきて、また再犯をしてしまうというパーセントがですね、49.1％というふうにそれが年々上がっているということなんですね。沖縄県におきましては特に未成年の割合が高い状況になっています。まだ成人してない未成年の割合が非常に高い。もう２回も３回も再犯してしまうと。そのような中で地方再犯防止推進計画が策定されております。まず、その推進計画ができることによってまず窓口が市町村においてできるということですね。あとまた、それに関連して就労、住居、保険、医療、福祉などの機関につながっていくことになっていくわけですね。やっぱり少年の立ち直り、また社会復帰がスムーズにできる仕組みができ上がっている。でき上がりやすいというふうなことで、是非この推進計画を本町においても立ち上げていただきたいというふうに思いますので、やはりそういうことができることによって、まず、ある意味出所しまして、社会に一人放り出されるわけですね。その中で仕事もない、住むところもない、誰に頼っていいか分からないというところが再犯につながっていく一番の原因でございますので、そういう推進計画の下に、本町にそういった相談窓口ができれば、本当に再犯というのに着実な成果が期待できるものというふうに私は思っております。私といたしましては、まず、どちらでもよろしいですので、総務課が中心になっていくかと思うんですけれども、相談窓口というのをひとつ設置していただけないかなというふうな思いがあるわけですけれども、それに関してどのようにお考えかお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。まず初めに、本町には11人の保護司の方がいらっしゃいます。その中には浦崎みゆき議員、知念富信議員、大城勇太議員も含まれています。日頃の活動のほうに大変感謝をしております。それでご質問のほうにお答えいたします。この相談窓口の設置につきましては、関係機関、関係課のほうと相談をしながら設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　心強い答弁大変ありがとうございます。実際ですね、なかなか私どもも、自分で仕事を探して自分で、住むところがある方はいいんですけれども、ない方はいろんな保護施設等々を探してそこに入っていくわけでございまして。そこら辺も自立していく体制は本当に厳しいものが現状ありますので、是非窓口さえ置いていただければ、そこからいろんなところに広がっていくということで、先ほども申し上げましたけども、就労とか住まい、そして医療保険ですね、福祉などにもつながっていく。本当に安心して、もう安心と安定した生活があれば再犯には絶対に至らないというふうに思っておりますので、是非ともよろしくお願いをいたします。できれば早めの設置をしていただきたいと思います。参考までに、この推進本部事業の促進のためにですね、国の財政支援も、令和５年度概算要求にも上げられていますことと、あと好事例といたしまして、法務省のユーチューブでの静岡市の取組をご案内申し上げまして、私の質問を終わります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時42分）

再開（午前10時50分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　通告書のとおり順次発言を許します。10番　大城勇太議員。

〔大城勇太議員　登壇〕

**○10番　大城勇太君**　改めましておはようございます。議長、休憩をありがとうございます。10分で終わらせますので、よろしくお願いします。今朝ですね、朝皆さんにご挨拶したら、富信議員から「おお、勇太。今日はちゃんとしてるじゃないか」と。ちゃんとしてないわけではなくですね、季節感がないだけで、いつもはかりゆしウエアでちゃんとしていますので、今日はスーツ着たら、「何でスーツ着けてきてるんだ」みたいな顔で見られましたけれども。12月ですから、この１年を振り返ってですね、しっかりと一般質問しながら、この１年間本当に長かったなという思いも含めてですね。また、来年度も頑張れるように最後の一般質問をしたいと思います。

　それでは大きい１番、本町のインフラ整備について。一問一答でお願いします。（１）津嘉山区の区画整理の状況を伺う。（２）津嘉山区画整理地周辺の信号、横断歩道は適正か。（３）区画整理地の地番設定は適正か。お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項１点目、（１）についてお答えいたします。事業費ベースで令和３年度末時点、進捗率81.9％となっております。

　（２）でございます。現場を確認いたしたところ、横断歩道が設置されていない箇所や標示が薄れている横断歩道が見受けられましたので、与那原署へ要請書を提出していきます。

　（３）です。登記簿上の地番を用いて設定しており、適正であると認識をしております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　この区画整理事業なんですけれども、現在81.9％終わっていると。やはりこれだけの人数の区画整理をするわけですから、様々な人がたくさん住んできて、子どもたちも大分増えてきました。やはりもうこれだけ人が増えてくるわけですから、問題も様々起こっていてですね、今回２番と３番は地元の方からの陳情です。やはり横断歩道も信号も含めてですね、様々なものをしっかりして整備していかないと、やっぱり子どもたち、以前五、六年前にも事故があったんですけれども、そういったものも含めてどうしていかないといけないのかということを考えていかなければならないのかなというふうに私は考えていますので、再質問も含めてやっていきますけれども、（１）の再質問ですけれども、残りの18％はあとどのぐらいで完了予定なのか、お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　山城　実君**　お答えいたします。平成30年度の事業計画の段階では、平成35年、令和５年度の完了を予定しておりました。しかしながら、事業の遅延によりまして、現在計画の見直しをしておりまして、現時点では令和10年度の完了を目指しております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　これは実際に平成５年からの区画整理事業で、もう約35年。令和10年になればもう35年になるわけですから、30年近く区画整理事業をしていて、いろいろなところ進んではいるんですけれども、実際この横断歩道だったり、信号だったりというのも、（２）で再質問しますけど、やはりもうユニオンのところの横断歩道を渡るために、歩いていくために、もう既にこの西線では大きい道路に面しているので、横断歩道に行くために、子どもたちに横断歩道から渡ってくださいねというために、この横断歩道に行くための横断歩道がないと。様々なところで道がつながっているわけですから、クロネコヤマトから後ろのほうは横断歩道が実際にはありますけども、ほとんど消えかかっている状態です。ユニオンの裏手側はですね、全く横断歩道がないので、実際子どもたちが学校へ登校するときだったり、またユニオンに行くところだったりですね、横断歩道がないのでどうしていいのか子どもたち自体がわからないということがあってですね。実際歩行者だけではなくて、車を運転している人たちにも注意喚起をしないといけない。区画整理事業などで様々な横断歩道も含めて、信号も含めてつくらないといけないわけですけれども、実際これ今ないところ、そして消えかかっているところというものは、要請書を提出していきますとありますが、要請書を提出して、書くまでに、引くまでにどのぐらい時間かかりますか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　山城　実君**　お答えいたします。要請書はですね、12月12日付けで与那原署のほうへ提出しております。その際に時期をお尋ねしたところ、与那原署のほうからは明確な意見等はございませんでした。しかしながら、要請書を出すことによって、そこが早くなる可能性があるというふうに意見を聞いております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　ありがとうございます。この横断歩道はですね、子どもたちにとっても車にとってもとても必要なものですから。できるだけ早く要請していただいて、事故が起こってから初めて引くのではなくてですね。それを要請して早く引くような形にしていただきたいと思います。

　次の信号なんですけれども、以前の議員の好春議員が言っていた西線からはま寿司に向かっていくところ、タイヤ屋さんのところですね。こちらのほうも大分も交通量が多くなって、夕方はなかなか、北から南に行く車はかなり多いんですけど、西から東だったり、東から西に行く車がなかなか渡れない。反対側に行けないということで、どうにかそこもできないかということも陳情がありました。これ信号機自体は、今回の答弁ではなかったんですけれども、実際要請は出されているのか。要請が出されているのであれば、いつ必要性を出して今現在どのような状況になっているのか教えてください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　山城　実君**　お答えいたします。2020年、令和２年のそのときに信号機設置に関しても要請しております。しかしながら、今回指摘された交差点についてなんですけども、本部公園線が現在工事中ということがネックになっております。しかしながら、交通量が増大し、危険性が考えられる場合などは、状況を見て設置を検討していくということを伺っております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。要請書の提出時期につきましては、今年度において、10月４日付けで与那原署のほうに要請をしております。再度ですね、10月４日に与那原署のほうに要請をしております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　分かりました。こちらは本当にもう人口も増えてですね、交通量も増えている。子どもたちもたくさん通るわけですから、しっかりとこの区画整理事業をしたわけでありますので、信号機だったり、横断歩道だったり、様々なものをしっかりと整備していかないと、やはり事故が起こってからでは遅いのかなというふうに思っております。以前このユニオンの前でも大型車が右折をする際に、南風原保育園の子どもたちと接触したという事故がありました。実際こちらもですね、北から南の右折信号がまだついてない状況なんですね。これは今後要請していくのか、要請されているのか、そちらもユニオン側とクロネコヤマト側、合わせて教えてください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　山城　実君**　お答えいたします。ご指摘のところはですね、以前は区画整理地内の都市計画道路はきれいになっておりましたが、その間にあります津嘉山中央線の都市整備で行う事業のほうがまだ行われておりませんでしたので、それで交通量が今よりも少なかった状況がございます。その状況がありまして、今のような形になっております。以上です。設置されてないということになっております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。ただいまの場所につきましては、右折信号の設置につきましては、要請のほうはまだ行っていないところです。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　こちらもですね、右折帯があるわけですから、今も夕方、朝になると右折するために車が混んでなかなか通れない状況もありますので、クロネコヤマト側とですね、あとユニオン側の北から南に行く道路ですね。そちらの右折信号も是非要請していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　ただいまのご指摘の場所につきましては、要請に向けて進めていきたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　併せてよろしくお願いします。

　続いて（３）ですけれども、区画整理地の地番設定は適正かのところですが、今回住民の方から陳情がありまして、これは地番設定自体は適正であると。しかしながら、これは従前地も含めた考え方で、仮換地をして――仮換地じゃなくても換地でもいいですけれども。換地をしてその後に分筆をして売った場合には、地番設定をするときに従前地も含めた地番の変更じゃないと、現在の地番が変更できないと。そういった中で、これはもう区画整理事業が終わらないと地番設定ができないということですので、やはりこの残り５年間、６年間、いつになるか分かりませんが、この地番自体もですね、しっかりとどうにかしてやらないといけないなというのがこの質問なんですけれども、実際に分筆して、この分筆した地番で２か所の世帯があったときに、どうやって地番のを設定をするのか。今回陳情があったのは荷物が届かない。荷物が隣の家に行ってしまう。土地が一緒ですから、地番も一緒なので、違う世帯が住んでいても荷物が別々のところに行ってしまうということがあったので、こういった状況を今後どうするかということも含めて、今回質問しましたけれども、やはり５年後、６年後になるか分からないという中で、今後どういうふうな対応をしていくのかを教えてください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　山城　実君**　お答えいたします。まずですね、従前地が分筆されない限り、行われていない場合はですね、仮換地のところに従前地を分筆した場合は、その分筆したものが仮換地先に行きます。ですので、まず考えられるのは分筆をしていなかったのかなということがあります。それと、あとは想定されるのはですね、底地の地番を同じ地番として登録していて、今回の事案が発覚したのではないかというふうに考えております。対応といたしましては、区画下水道課の窓口に来ていただいてですね、その経緯を確認しながら対応してまいりたいと思っております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　この土地の地番の設定なんですけれども、やはり荷物が届くとか届かないとか、隣の家に行ってしまうとかという問題が起きるということであれば、やはり現在の住所ではなくてですね、登記簿とかそういったものではなくて、表面上の地番設定、番地設定、それは可能なのか教えてください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　山城　実君**　住基表記に関しては、関係する住民環境課と調整して対応してまいります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　仮につけることはできません。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　仮につけることはできないというのであれば、登記簿の問題は変えきれない、地番設定はできないと。住民環境課とやり取りすればどのようなことで荷物の配達だったりというものを、適正というか、うまくできるのかなというふうに思いますが、どういったやり方がありますか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　今、多分、聞いた話では分筆、大きい土地があって、ここ２軒、家が建った場合。結局分筆してない。分筆したら２筆になります。１筆に２つの家を建てれば、当然、両方の地番になる場合があります。そして課長からあったように、例えばまた区画整理、土地がありましたら、移動しますよね。移動したら、この１つの土地をＡさんもここ被さっている。Ｂさんも被さっている。Ｂさんはこっちにもあるので、本来はＡさんがこの地番を取れば、Ｂさんはこの地番を取ればよかったんですよ。それを気づかずにＡさんもここの地番、Ｂさんもこの地番に来たもんだから、次はここへ行くという２のパターンがあります。なので、今住民環境課と調整しますと言ったのは、先にＡさんがこの地番を取れば、Ｂさんが来たときに、これは既にＡさんに使われていますので、Ｂさんは結局ここの土地とここの土地とここに土地がかかるので、３つのうちから選べられるんです。それを住民環境課と調整して、ここは既に取られているので、ここの番地をお勧めすると。そうすると重複して荷物が届かなくなる。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　これは従前地を最初から分かっていてやれば、もちろんそういう結果にはならないと思います。しかしながら、普通はこのお家に、この土地に、土地があるからこれを半分にしたんだから、従前地ということは普通の方は分からないと思うんですよ。この土地を分筆したから、じゃこの土地の番地なんだな。この土地が半分になったからこの土地のものなんだとしか僕も分からなかったです。実際これも勉強してみて、初めて僕も従前地のことをよく分かりましたけれども、やはり分からないものであれば、最初に建てるときに、ここは従前地が重複している従前地もある。ここを最初から分筆しないと、住所自体が変わらないですよということを最初で建てる前にこの建築許可とかありますから、そういったもので最初で教えるべきだったと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　その場合には、仮換地証明というのがあります。この仮換地証明というのができ上がった真四角のものがあなたがここに、言い方悪いんですけれども、不整形だったところがこういう真四角になりますよと言います。そのときには、そのでき上がった図面と、昔のごちゃごちゃした図面、２つの図面が仮換地証明で交付されますので、本来はこれを、多分これは、個人は家を建てるときには建築士に委任しますよね。建築士は全部これ見ています。本来はこれを施主さんにも見せてやるべきだと思います。ですので、課長から申し上げたように来ていただければ、ご相談でこの資料がありますので、あなたがここに建てますよと言ったら、この真四角のところ、底地の図面をかぶせて分かりやすくありますのでね。来ていただければ、多分そういうのは少なくなると思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　来ていただければ教えるかもしれませんけれども、実際に例えば不動産業者に任せたりしたら、もしかしたら区画整理事業が終わらないと地番が変わらないよというのであれば、もしかしたら買わないかもしれない。だけれどもやっぱり不動産屋さんは売りたいので、そこを隠して、分筆した部分だけを売った可能性もあります、もちろん。それはないとは言い切れないと思いますので、やはりこの建築許可も含めてですね、何かしらやるときには、今この地は区画整理事業なので、地番設定も含めて、従前地を、元からある土地、そこも変えないといけないよと。そうしていただかないと今後も住所が変わっていかないというふうに思いますので、今後はですね、しっかりとした説明も含めて、建築許可取る時も含めてですね、教えていただければ、こういった問題１件だけじゃありませんので、それも含めてやっていただけるようにご要望したいと思いますが、改めていかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　山城　実君**　お答えいたします。今回の事例の案件が起こらないようにですね、議員さんがおっしゃるように、76条申請、建築してよろしいですかという申請書が出てきた場合にですね、そういう事案に起こり得るような状況が出た場合には、申請者にその情報を提供して、臨んでいきたいというふうに考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　ありがとうございます。やはり従前地も含めてですね、ここに何坪あるとか、分筆がどれだけされているかというのは、やはりこの土地を見ては分からないので、役場に来て初めて分かるようなものですから、それは今後対応していただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いします。続いての質問に移ります。

　大きい２番、マイナンバーカードについて。（１）現在の申請状況は。（２）マイナンバーカードの各課での共有は可能か。すみません、こちらですね、マイナンバーカードではなくてマイナンバーカード情報ですね。各課での共有は可能かです。お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項２番目、（１）についてお答えいたします。令和４年11月末現在の申請件数は２万1,361件で、町人口に対する申請率は52.63％であります。

　続きまして（２）です。マイナンバーにより情報取得できる事務については法定等で定められており、その事務については情報取得することが可能となり、税証明書等の提出を省略しています。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　マイナンバーカードなんですけれども、今、国でも大分推進しているこのカードですが、本町として今後どのぐらいのあたりまでマイナンバーカードを普及させるのか。またマイナンバーカードを使ってどのようなことができるのかも含めて、何かしら分かるものがあれば教えてください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　住民環境課長。

**○住民環境課長　金城直子さん**　お答えします。国のほうは令和４年度末までに全国民100％の交付率をうたっておりますので、本町もそれにのっとって、100％を目指していきたいと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。マイナンバーカードの利便性の向上としましては、現在本人確認書類としての利用やコンビニでの各種証明書の取得、健康保険証としての利用などができるようになっております。また今後の実施予定としましては、行政手続のオンライン手続化の事務のほうを進めております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　100％のマイナンバーカードの普及を目指しているということですので、やはりこのマイナンバーカードを取得する意味がなくては、やはり100％を目指せないと思うんですね。様々なところでＤＸ化が行われているわけですから、このマイナンバーカードを使ってですね、私はこのＤＸ化をよりよく進めていきたいなというふうに思っております。まず、自分は子どもが４人いますけれども、保育園を入れるに当たっても書類提出が、確定申告から始まって様々なものがこのマイナンバーカードで簡素化できるのかなというふうに思いますけれども。まずは保育園の申請をマイナンバーのカードを使って簡素化できるのか。現在の状況を教えてください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。すみません、休憩お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時16分）

再開（午前11時16分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　お答えいたします。先ほど答弁しましたとおり、今現在ですね、行政手続のオンライン化の作業のほうを進めておりまして、そちらのほうに例えば保育所申込み、児童手当の現況届や妊娠届出の子育て関係の申請手続、また転入転出等のワンストップの実施のほうを予定しております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　今現在、保育所だったり様々なものを簡素化できるオンライン手続きができるということですけれども、自分が考えているのは、例えば税務課の確定申告だったりというものも、このナンバーカードを使えばこども課で共有できる。要は各課でのマイナンバーカードを使っての共有ができないかという趣旨ですので、それも含めて住民環境課での手続も少なくなる。そういったものも含めてマイナンバーカードを今後はどんどん普及していってほしいなというふうに思いますが、それは今後可能でしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。課税情報等についてはですね、情報連携ということで、今現時点でもマイナンバーのほうを情報連携し、例えば保育料の算定等においては、課税情報のほうは情報連携で取得して、保育料を算定している形となっております。既に今実施されているという形ですね。今後もこういった利便性を進めるために、私どものほうも調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　ありがとうございます。やっぱりマイナンバーカードを作ることによって、様々なものを簡素化できれば、そしてですね、今回補正予算であった南風原町の物価高騰の支援の１人当たり3,000円の商品券の件ですけれども、やはりマイナンバーカードを持っている人には、ポイントは電子決済であれば、結局この紙媒体を使わなくても、約2,000万円近くの事務手数料もかかりますから、紙も含めてですね。それを減らしていくのもマイナンバーカードでできるんじゃないか。各ほかの県は既にポイント自体を電子ポイントでやっているところもありますから、それも含めてやれば、自主財源を使わなくてもマイナンバーカードを使って、マイナンバーカードを使っている人は特別にパーセントを多くして、付与するよという形でもいいと思いますので、今後はこのマイナンバーカードを使ったポイントですね、それも進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。現在ですね、町のほうが実施している商品券の配布事業につきましては、この生活支援という面もありますが、町内消費により地域活性化をさせる目的もありますので、もし仮に今すぐこういったポイント事業を実施すると、町内事業者自体がキャッシュレスの決済に対応できるかという課題も今のところはあるということをご理解いただきたいと思います。今後、マイナンバーカードを使った町民の利便性の向上につきましては先ほど答弁したとおりですが、今後も先進事例と調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　今はもう電子決済の時代ですので、全部が全部の業者が使えないからと言っているわけではなくて、半分でも減らしていって、半分でも電子決済ができるような形にしていけば、どんどんどんどんいろんな意味で増えていくと思いますので、是非これは調査研究も含めて進めていけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

　では、大きい３番に移ります。農家への支援状況を伺う。（１）予算化した農家への支援は行き届いているか。（２）物価高騰はまだまだ続くが、今後の本町の支援を伺う。お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項３点目の（１）についてお答えいたします。畜産農家経営支援事業応援金については対象者が限定されており、直接本人への告知、給付手続を実施しております。また、肥料価格高騰緊急支援事業補助金については、町広報、ホームページ、またＪＡおきなわ両支店においても告知しており、支援は行き届いているものと考えております。

　（２）です。今後も農家への影響、それに対する国、県の補助の状況、また活用できる交付金等も含めて注視してまいります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　再質問させていただきます。今回予算化した農家への支援事業特別事業の応援金なんですけれども、現在、これ執行状況を教えてください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　産業振興課長。

**○産業振興課長　松本仁志君**　お答えいたします。まず、畜産農家経営支援事業応援金のほうなんですけれども、予算額484万8,000円に対して、支出済額が469万1,100円。執行率は96.7％となっております。またですね、肥料価格高騰緊急支援事業補助金のほうなんですけれども、予算額139万2,000円です。こちらのほう事業自体が11月より開始しております。まだですね、11月に実際に使われた額の請求書が届いておりませんので、こちらのほうまだ確定をしていない状況となっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　畜産は約96.7％、これ質問した経緯はですね、県が６月の補正予算で物価高騰の支援事業をやったんですけれども、９月時点になっても何もやっていないと。相当遅れているという状況があってですね、県のほうでも指摘がありました。これで南風原町はどうなのかなということで、今回質問させていただきましたが、ほとんど支援はされているという状況で、本当にありがとうございます。実際にですね、今各農家の方々から話を聞くとですね、やはり肥料が相当値上がりして、一番高いのでは300％値上がりしていると。今回、畜産も含めて物価高騰のものは約15％の補助金だと思うんですけども、県と町を合わせても約30％。やはり今回、牛も含めてですけど、牛農家のほうから聞くと、やはり肥育の牛自体も競りでは大分下がっていて、以前の約30％ぐらい下がっているので、これだけ餌代も上がりながら肥育をやっていくとかなり厳しい状況であると。それはほかのかぼちゃ農家も含めてですけれども、これからどんどんどんどん値上がりしていく、物価高騰していく。もちろん様々な資材もこれから使うわけですから、資材も値上がりしている。これから（２）の質問も含めてですけど、今後も南風原町で頑張っている農家を支援するためにもいろいろな対策を考えていかなければいけないと思いますが、今回、堆肥だったらＪＡさんを通していないと堆肥には補助金が下りていない。ほかの堆肥もあれば、液肥だったり肥料だったりというものには、実際ついていない状況なんですけども、今後、農家が買う堆肥だったり肥料だったり液肥だったり、様々な肥料ですね。農家から上がってくるものであれば、こちらのほうも補助金としてやっていけるのかどうか、お聞きします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　産業振興課長。

**○産業振興課長　松本仁志君**　お答えいたします。まずですね、今現在進めております肥料価格高騰緊急支援事業補助金のほうなんですけれども、対象品目32品目ですけれども、こちらのほうですね、値上がりした32品目の15％を町のほうで補助しております。これは予算計上時に確認できた値上がりの部分ですね。その中には、先ほど議員言われました液肥等も含まれております。今後に関してなんですけれども、この価格高騰の支援に係る部分の補助に関しましては、以前予算ご説明したときにも申し上げたんですけれども、上がった分の国、県、町の補助の分ですね。これが高騰分を超えないように注意しないといけないという部分がございます。先ほども答弁したとおりですね、価格高騰の状況、そして国、県の補助の状況等も注視しながら、情報把握にまずは努めていきたいと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10番　大城勇太議員。

**○10番　大城勇太君**　ありがとうございます。やはり南風原には農家もたくさんいるわけですから。これからも農家にとって支援ができてですね、農家もこれからまた南風原町でしっかりと様々な南風原町の特産物が新たに出てくるような対策づくりをしてですね、基盤を作っていただければ、この南風原町の農家も、カボチャ農家も含めて頑張っていけるというふうに思いますので、それも含めてですね、今後も国の補助金もあれば補助金もやりますけれども、もちろん南風原町で頑張っているわけですから、南風原町独自の支援策も考えながらですね、自分たち議員も考えていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

　これで今年の12月の一般質問を終わりますが、また来年も皆様にとって、この南風原町がもっとよくなるように、そして私たち議員も陳情も受けながら、この南風原町の町民の方々にですね、すばらしい南風原町だよって胸を張って言えるような、こんな南風原町を目指して頑張ってまいりますので、どうぞ来年もよろしくお願い申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時29分）

再開（午前11時30分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　通告書のとおり順次発言を許します。３番　當眞嗣春議員。

〔當眞嗣春議員　登壇〕

**○３番　當眞嗣春君**　新人議員ですので、ちゃんと議会で働いているのかという監視の傍聴が来ているようでいますけども、頑張ってやっていきたいと思います。質問に入る前に、質問通告書の訂正がありますので、まずそれをですね、訂正しておきたいと思います。休憩。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時31分）

再開（午前11時32分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　質問に入る前に私のほうでもひとつ報告したいことがありますので、簡潔にそのことを述べて質問に持っていきたいと思いますけれども、その報告したい内容というのは、さき議会でも質問しましたが、安倍元首相の国葬についての問題です。この問題については、岸田首相は、国会でのそういう追及に対して、このことについては有識者から意見を聞き、検証を行うということを公約していました。その公約どおりですね、今月の10日にその検証委員会が持たれて、その中身が報告されています。その中身についてですね、少し報告したいと思います。衆議院の運営委員会は、安倍元首相の国葬を検証する各科代表者による協議会を持って、その内容についてまとめています。報告の中身は国葬の実施で世論の分断が招かれたという共通認識を示した上でですね、国葬の法的な根拠や対象者、それから国会の関与などについて、様々な議論を併記しています。また報告は、各会派から国葬儀の実施は行政の独断であり、適切ではないという意見ですね。それから憲法の保障する国民主権、法の下の平等、思想及び良心の自由や政経分離原則との関係でこれは違憲であるというふうに断定したということじゃなくて、そういう意見が多かったということが報告されています。それから政治家の国葬実施は、これは認められないというような内容ですね。こういう意見などが示されています。そして有識者とのヒアリングではですね、国葬の対象者について、一定の基準を設けることは非常に困難であると。今の日本の憲法からして非常に困難であると。そういう意見を例示してですね、ルールづくり、本当にしなきゃなりませんけれども、そのルールについても消極的な意見が多かったということなどが報告されています。私は今後、この検証協議会がですね、安倍元首相の国葬の違憲性をさらに検証して行えることを期待したいと思います。検証協議会のほうについては、質問通告書では出していませんので、それに対する町長の意見は求めませんが、私の報告としてとどめてほしいなというふうに思います。それでは早速質問したいと思いますが、先ほども述べたように、質問は一括質問、答弁は一問一答でお願いをしたいと思います。それでは質問します。

　質問の１、国保税の負担軽減についてです。（１）令和３年11月19日、国保制度改善強化全国大会、国保加入者の宣言の中で、国保加入の所得水準が低く、保険料が高いという構造的な問題を抱えている。加入者にこれ以上の負担は極めて困難であるという宣言が採択されていますが、南風原町もその全国大会の主催者の一組織であります。組織として町のその宣言の評価を、見解を問う。（２）本町の令和３年度の国保決算がどうなっているのか。（３）本町におけるコロナ特例減免の申請者の数はどうなっているのか。（４）本町における減免申請の主旨設定はどうなっているのか。（５）国保への公費投入を1984年当時の45％補助率へ戻すよう頑張っていただきたい。

　大きな質問２、就学援助と学校給食の無償化と負担軽減についてです。（１）学校給食法の第11条の規定について、町長の見解を問う。（２）、これですね、先ほど訂正したんですけれども、僕の通告書の不十分さからですね、町に答えてほしいのは、ちょっと付け加えますけども、こういうことです。要するにですね、学校給食法第２条を出していますけれども、学校給食法が2008年に改定をされて、食育に対しての補強はされている。その前のですね、2005年に食育基本法という法律が制定されてます。食育は教育の授業の一環であるという位置づけがされて、その３年後に学校給食第２条の規定で、学校給食は、重要な教育の一環であるということに対する補強がこの１号から７号までやられているわけですね、僕はそこで町長に問いたかったのは、食育は教育の一環であるという、その認識に対してどうなのかということを聞きたかったんですけれども、これはちょっと私の不備もあって、今日の、今日になっていますのでね、あえて質問に答えてほしいということではないです。もし可能なら、答弁の許す範囲内でそれに答えてもらえたらなと思っています。（３）学校給食を通じた本町の食教育の位置づけ及びその内容について教えてほしい。（４）本町できる学校給食の栄養摂取基準はどうなっているのか。（５）栄養充足率、それはどうなっているのか。（６）本町における就学援助の受給率はどうなっているのかという６点です。

　最後に３番目、公園整備についてです。（１）黄金森公園、本部公園、宮城公園の管理体制、内容はどうなっているのか。（２）照明器具、これは街灯です。照明器具というのは街灯ですね。街灯の取替えを求めたいというその２点です。以上について質問したいと思います。よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項１点目、（１）についてお答えをいたします。（１）と（５）についてですが、関連いたしますので一括で答弁をいたします。本大会では、市町村国保は高齢者や低所得者が多く、医療費が高い等構造的な問題を抱えているため、公費投入の拡充を要望しています。公費拡充については、本町も地方６団体の一員として引き続き要請をしてまいります。

　（２）です。令和３年度の国保特会の歳入歳出決算の状況は、歳入総額43億953万7,702円、歳出総額42億6,477万3,803円で、歳入歳出差引残額4,476万3,899円を、令和４年度予算へ繰り越しておりますが、歳入においては一般会計から１億1,286万2,000円の法定外繰入れをしていることから、実質的な赤字額は6,809万8,101円となります。

　（３）です。コロナ減免の申請者は令和２年度78件、令和３年度26件、令和４年度11月末現在で５件となっております。

　（４）でございます。当初納付通知書発送時に、減免案内チラシを同封しているほか、町ホームページ、町広報紙、ＬＩＮＥを活用し周知しております。また、納税相談の際にも減免の案内をしています。

　質問事項３点目の（１）についてお答えします。各公園では、清掃員による日々のトイレ等の清掃活動及び除草作業を行っております。また、役場職員による月１回の施設や遊具の稼働点検、有資格者による年１回の遊具の法定点検を行っています。（２）です。各公園の点灯状況を確認し、適宜対応してまいります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育長。

**○教育長　金城郡浩君**　質問事項２について、２の（１）についてです。学校給食法第11条の規定には、学校給食に必要な施設及び設備、学校給食に従事する人件費、修繕費は義務教育諸学校の設置者の負担とし、それ以外の経費は保護者負担だと認識しております。

　大きい質問２の（２）についてです。先ほど趣旨のほうがありましたので、こちらのほうでもその部分を踏まえて答弁したいと思います。（２）についてです。平成21年の改正給食法においては、児童生徒の心身の健全な発育発達に資するだけでなく、食育に関する正しい理解と適切な判断を養う上で、重要な役割を果たすものと位置づけが加えられております。目的のほうに、学校における食育の推進を図ることというふうなことが明記されました。それで学校給食法第２条には、教育の目的を現実とするために、学校給食の目標が掲げられており、４号のほうでは、食生活が自然の恩恵の上に成り立つことを理解し、生命や自然への感謝、環境を守ることの態度を養うこと。６号には、我が国や各地域の優れた伝統的食文化について理解を深めることが明記されております。

　（３）についてです。「個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育」の施策として、子どもたちの心身の健康づくりと安心して学ぶ環境づくりを施策展開とするため、幼児期から地域の特徴を生かした食育を推進してまいります。

　（４）についてです。文部科学省より、児童生徒の健康の推進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を算出した学校給食摂取基準が定められており、本町でも学校給食摂取基準により、学校給食を提供しております。

　（５）についてです。栄養の充足率は、学校給食摂取基準を満たしております。

　（６）についてです。令和４年11月時点、小学校23.67％、789人。中学校27.23％、397人となっております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩いたします。

休憩（午前11時47分）

再開（午後０時58分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開いたします。再質問から。３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　午前に引き続き、午後再度質問をしたいと思います。質問に対するご答弁ありがとうございました。まず最初に、国保税の負担についての（１）についてですが、これは令和３年11月19日の本町も主催者として参加している、この国保税制度改善強化全国大会の宣言の中でね、繰り返すんですけれども、国保加入者の所得が低くて国保料が高いと。構造的な問題、中高年層が多いという構造になっていますけれども、こういうのを抱えて、これ以上の負担を求めることは困難であると。困難であるというそういう宣言の規定ですね、これはとても重要だと思います。これについて、やっぱり私と同じように町のほうでもね、こういう見解を持っていると共有しているということに対してですね、非常に心強く思います。しかし今後も国保税問題というのは急速な高齢化に伴ってですね、医療費のさらなる負担が予測されます。その際、被保険者の税の負担に求めるのではなくて、やっぱりこの制度の改善や充実、さらに公費投入の課題ですね。こういう方法で乗り切っていかなければならないというように思います。町がそういう立場でこの国保税問題に取り組んでいるということは、さきの答弁でもよく伺えましたので、是非そういう方向で頑張っていただきたいというふうに思います。

　あと、国保税の（２）ですけれども、こういう財政状況がね、さらに厳しくなってくるということは十分予測されます。その上で、２番目の質問ですけれども、この平成３年度の決算はどうなっているのかという質問しましたけども、やっぱり……すみません、令和３年度。令和３年度は決算額も質問しましたが、ここに出ているとおり、前年に引き続いてやっぱり赤字なんですよね。沖縄県では名護だとか宮古とか黒字財政もあるんですけれども、大体全体としてやっぱり赤字経営で、厳しい財政状況であるということは、見込まれます。南風原町は令和２年度の決算の際でも、約１億6,000万円は赤字だったというふうに認識していますけれども、それは確認しなくてもいいんですけれども、そうだと思いますね。要するに前回に引き続き、今回も非常に厳しい状況であるというのが現状です。その際に、繰り返すようですけれども、赤字分を被保険者に負担をしてもらうのではなくて、やっぱり行政の力で何とか乗り切ろうという、そういう町長の、町の奮闘には敬意を表したいと思います。その際にですね、被保険者からは取れないと。ですので、制度の有効な利用、拡充、そこら辺でですね、やっぱり厳しい財政を乗り切ることが必要になってくると思いますけれども。一般会計の件についてちょっと聞きたいんですけれども、この国保財政を補う際に、今回も法定外繰り入れを行ってカバーしているというのがあるんですけど、南風原町はこういうのがありますかね。国保財政基金という、それがあるかどうかまず聞きたい。質問します。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　當眞嗣春議員のご質問にお答えします。国保財政基金はございます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　大体どのくらいの額があるのでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　お答えします。金額にしまして約９万5,000円になります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　分かりました。９万円じゃあね、ちょっとどうしようもないという感じですけれども、やっぱり法定外繰入というような方向になると思いますが、それと同時にですね、制度活用という点での問題に移りたいと思いますが、これが質問に出している、

（３）の質問内容ですね。これは国保税の減額のそれですけれども、このコロナ禍の中で国が設けたコロナ特別減免の制度が一つあります。あと同時にですね、減免制度については国保法の77条に基づく申請減免制度というのが２つほどあるそうですけれども、これを有効活用することによって保険者の負担を軽くするという施策が一つ考えられます。そこでですね、このコロナ特別免除の活用、本町にできる活用状況がどうなっているのかということをひとつ質問したいと。どのくらいの人たちがその免除制度を利用したかという点ですね。これを教えてほしいと。ひとつです。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　お答えします。（３）で先ほど答弁いたした件数になります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　このコロナ特別特例減免制度ですね、これはたしか2019年を起点にして、今年で３年目ぐらいもなるんでしょうかね。これは先ほどの数から見て分かるように、令和２年度には、これは2020年なりますよね。2019年に始まって、最初の年度2020年、これが78件という数字になっています。それからその翌年、令和３年には約３分の１ぐらい、26件になっています。今年、令和４年度は現在５件と。どんどん減ってきているんですけれども、救済法がうまく利用されてないというのを感じるんですけれども。これは前年度に比較して30％減の業者に対する適用というようになっているんですけれども、ご承知のように2019年というのはですね、まだコロナがあんまり影響してない。順調に営業しているときで、それなりの売上げもあったんですけれども、2020年、2020年にコロナが発生してね、がくんと売上げが減ります。そのときには30％以下の売上げだったということで、数はそれなりにあったと思いますけれども。それで今年の令和３年になると、令和２年の売上げが基準になりますので、前年度ということですからね。非常に下がった段階で、これの30％減となるとですね、かなり落ちることになります。そうすると対象業者が非常に減ってなかなか利用できないと。これは年を押すごとにだんだん利用できなくなるという、そういう制度じゃないかと思うんですけれども。そこで前年度を起点としてというこれをですね。本来なら2019年の売上げを起点にしてそれぞれ設けるべきじゃないかと思いますけれども、これは国の制度ですので、そういう法律の中身の欠陥ですかね、これは町村としてもやっぱり意見を述べて、前年度というこの基準をですね、2019年度に基準を充てるというふうに法律を改正して、広く適用されるようにしていくことが重要じゃないかなというふうに思います。これが一つですね。また、このコロナ特例免除というのは、期限をいつまで有効なんでしょうか。それをお聞きしたいと。減免制度の有効期間。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　お答えします。まず、法が前年度との比較、10分の３以上となっていますので、そういうふうになっております。

　２点目の期限でございますが、これは４月１日から令和５年３月31日までの申請期限となっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　僕が述べたもう一つの趣旨は、要するにこの制度ですね、継続してほしいと、もっと。前年度というその基準を2019年というふうにして、その制度を引き続き広げてほしいと、継続してほしいという要望です。ですからこの前年度の年度の基準、2019年に合わせると同時に、この制度をもっと長く、コロナの収束が見えるぐらいの時期まで継続していくというふうに要望することが大事じゃないかと考えていますので、是非そういう趣旨でもってですね、全国大会の中でも頑張ってもらいたいなというふうに思います。

　あと（４）、本町における減免制度の、減免申請の件ですね、これについてお聞きしたいんですけれども、この減免制度は国保法の第77条に基づいてする必要がありますけれども、この減免条例ですけれども、南風原には、減免申請ですけれども、これは第77条に基づいて各都道府県で条例として施行して運用しているというふうにお聞きしますけれども、南風原町にはこの減免条例はありますか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　はい、ございます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　この減免条例の中身ですね、どういう業者の人が対象になるのか。その中身について、大まかで構いませんので説明願えたらなというように思います。それといつこれができたのかも含めてですね、よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　お答えします。時期等は即答はできませんが、中身ですね、生活困窮、経済的な困窮であったり、あと身体に障害を負った等々、そういったのを要件にして減免がございます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　この申請受付の期日なんですけれども、これは要するに限定がありますか、それとも年中、いつでも申請できるという内容になっているのか。そこら辺はどうでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　お答えします。減免申請につきましては年中受け付けて、被保険者との相談の中で受け付けております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　分かりました。是非その制度の活用も周知徹底をしてですね、是非広げていってほしいと思います。これが国保税の負担を和らげる一つの方法にもなりますので、町としても周知徹底をして、是非活用できるようにしてほしいなというふうに思います。

　あと、国保税のものについての（５）ですけれども、この（５）についてはですね、先ほどの答弁でも宣言の内容で頑張るということが表明されていましたので、私も大いに歓迎しています。ただ言っておきたいのは、これも宣言の中身ではあるんですけれども、やっぱり国保税の問題の本質はですね、この1984年の当時の45％という、国庫費用の投入がですね、これが年を追うごとにどんどん削られていて、国からの予算がどんどん削られていることが根本に問題あると思います。ですので、この問題はすぐに解決するわけじゃないですけれども、やっぱりその都度ですね、国に対して、この1984年当時の45％に戻せということを言い続けていくことが大事だと思いますので、そういう奮闘を是非よろしくお願いしたいと思います。以上で１番目終わります。

　２番目の就学援助と学校給食の問題に移りたいと思います。先ほどの答弁で学校給食法11条に対する考え方が示されましたけれども、学校給食法第11条ですね、これは学校給食の食材費は保護者が負担とするということで法律の規定となっています。ただし、その保護者の負担を軽くするためにですね、設置者、自治体ですね、自治体が給食費を予算に計上して保護者に補助する。自治体が予算を計上して保護者を補助するということを禁止した趣旨の法律はないということがあります。その根拠に幾つか例を示しますけれども、まず１点目はですね、1947年、大分前の年ですけれども、その当時の文部事務次官、そのときは文部省と言っていましたけれども、文部事務次官の通達でこの11条に関して、学校給食法で保護者が負担とされる食材について、自治体が全額補助することを否定するものではないという通達が出ています。それと２つ目には、1951年の３月19日ですけれども、参院の文部委員会で、文部省はですね、学校給食も無償にすることが理想だというふうな答弁をしています。この1951年というと教科書を無償化にするという、そういう議論になったんですけれども、その中で無償の範囲はどこまでなのかということ言ったときに、学校用品だとか、学校への交通費だとか、それから給食費もそうであると。これが無償になることが理想であるというふうな答弁をしているんです。目指すところは無償化なんですよね。それから2018年、これごく最近ですけども、2018年の12月６日の、これは参議院の文教科学委員会の話ですけれども、その中で我が党の吉良議員が、文部省が学校給食も無償とすることを理想とすると述べたこと。先ほどの1947年のその通達ですね。これを紹介しながら、あと自治体が全部負担することも否定されないということを、先ほどの事務次官を引き合いに出して確認をしています。つまり、国会でも自治体がそれを全部負担することを否定しないということを、国会でも認めているんですよね、これね。認めています。それから大きな３つ目ですね、文部科学省通達、これは今年の９月に出ましたけれども、地方創生臨時交付金を学校給食の補填に充ててもいいと。それを活用して負担を軽減しなさいということで通達も行き、全国の自治体でそれを活用した減額等が行われています。これはですね、言ってみると行政による補助をですね、政府の施策として認めた具体的な事実なんですよね。国の施策としてもそれを進めているというのが実態であり事実であります。さらに付け加えるとですね、今年の、これも先々月の話ですけれども、

10月７日に、我が党の小池参議院議員が代表質問の中で、学校給食法は、自治体判断の全額補助を否定していないという質問をして、岸田首相にそれを認めさせているんですよね。以上の事例を考えるとですね。やっぱり無償化を拒否する、あるいは積極的になるという法的な根拠となっていた、この11条の規定ですね。以上の点からしてもですね、あまり効果がなくなったと私は言えると思うんですけれども、こういう時代の流れの変化に対して、町長はどのような見識を持つでしょうか。それについてお答え願いたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育長。

**○教育長　金城郡浩君**　議員さんのご指摘の部分であるとか、その辺については、最も学校給食法第11条のほうで否定はしないということについては、いろんな確認のとおりであります。我々のほうとしても保護者の負担を軽減するという意味でいろんな施策というか、展開は現実もしております。実際この共同調理場という形での運営によって保護者の負担を幾らか軽減しようということでの運営であるとか、様々な手だてをしているわけですけれども、基本的に憲法で子女に普通教育を受けさせるということで法律で定めているんですけれども。この実際の負担軽減ということでの全部を負担するというふうなものについては、基本的に法で定めている部分も併せて、幼保無償化と同じようにですね、国の政策でもって問題を解決すべき事柄ではないかというふうに考えているところですが、実際、国、県のほうも無償化負担軽減という部分については、市町村も含めていろいろ展開はいろんな施策、それから知恵を働かせていきたいというのは同じ意見であります。ただ、財政的な部分も含めてその辺の解決に向けては基本的には国が解決すべきで、まだ今への県政与党、デニー知事のほうでもいろいろ施策を練っているところでありますので、また我々もその辺について非常に期待するところです。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　今の答弁で、本町においても、この問題について受け止めていろいろやっているということだと思いますけれども、先ほどの答弁にありましたように、県でもいろいろ研究をして、そういう方向で頑張りたいというのが、さきの県議会で確認されていますけれども、是非そういう方向で頑張っていただきたいというふうに思います。確かに無償化にする場合は、この制度の中身においていろいろ研究が必要だと思います。例えば３人目からは無償にするとか。こういう県規則を持たせた負担の軽減ですね、いろいろあると思いますので、是非本町でも県のそういう方針を学んで、連携をして、是非ですね将来無償化になるように頑張っていただきたいということを述べたいと思います。

　それで次、２番目に入りますけれども、２番目は、学校給食法第２条の先ほどの規定になるんですけれども、こういうことを考えたときに、財政が非常に厳しい中での財政運営になります。そうする際に一番大事なのが、何を優先するのかとかいろいろ課題があります。限られた予算の中でいろいろあります。その中で何を優先するのかということが、実際に進めていくものになると思いますけれども、そこで僕が述べておきたいのは、この２項で取り上げた問題というのは、これは先ほど述べた食育基本法ですね、これ2005年に制定されております。それから先ほど訂正した、その３年後の2008年には学校給食法の、特に２条ですね。これによってこの学校給食、食育の重要性、食育というのは教育の一環であるということがさらに強調されて、そういう趣旨で進めましょうということになっています。つまり、この法律は2005年の食育基本法の学校給食が単なる栄養補給ではなくて、教育の重要な一環であると位置づけています。また、学校給食の第２条は、学校給食は食育であるというふうに規定をして、先ほど述べた2008年ですね、その改正がやられています。改正の中で特に２条の４号ですね、４号では、資料もここにありますけれども、食生活が自然の恩恵の上に成り立っているものであることについての理解を深めて、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に付与する態度を養うこと。また６号では、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めることなどが補強され、教育の一環であるということがさらに強調されています。

　そういう観点からですね、南風原町の学校給食の観点になっているのかということでのですね、３番目のこれは質問になります。それについても、先ほど質問で、そういう趣旨で進めていることはここにきたと思うので、改めて問いませんけども、是非そういう観点でですね、学校給食も教育の一環であると。これはすぐ義務教育は無償であるということに結びつけなさいとは言いませんけれども、そういう大事なものなんだという視点ですね、是非無償化の部分についても……

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後１時24分）

再開（午後１時26分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　通告書のとおり順次発言を許します。９番　石垣大志議員。

〔石垣大志議員　登壇〕

**○９番　石垣大志君**　皆さんこんにちは。９番議員、石垣大志でございます。早速ではございますが、一般質問を行ってまいります。大問１、医療福祉支援について。（１）地域ケア会議において薬剤師の参加はあるか伺います。（２）災害時への備えとして医薬品等の確保はできているか伺います。（３）災害時支援のため医療機関等との協定締結は可能か伺います。答弁よろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　質問事項１点目、（１）についてお答えいたします。本町の地域ケア会議での薬剤師の参加はございません。

　（２）についてです。災害時における医療については、医療機関の協力を得て行うことから、医薬品等の備蓄はございません。

　（３）です。医療機関との協定については、沖縄第一病院と締結しております。今後も拡充に向けて取り組んでまいります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　９番　石垣大志議員。

**○９番　石垣大志君**　答弁ありがとうございます。今回の質問に当たりまして、先日薬剤師の方々と意見交換会を行ってまいりました。その中で薬剤師の方々と行政の関わりが意外と少ない現状がうかがえました。この薬剤師との連携であったり関わり等を深めていくことで町民の方々の医療福祉支援に様々な形で貢献できる存在であるというふうに認識をこの意見交換会の中で改めた次第であります。これらを踏まえて、再質問を行ってまいりたいと思います。

　この地域ケア会議への薬剤師の参加は、現時点ではないという答弁でございましたが、この地域ケア会議における個別会議の構成員を伺えたらと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　お答えします。本町の個別会議の構成は、まずケースの担当ケアマネジャー、本町の地域包括支援センターから主任ケアマネジャー、保健師、看護師、社会福祉士、外部から歯科衛生士、理学療法士、管理栄養士となっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　９番　石垣大志議員。

**○９番　石垣大志君**　ありがとうございます。では、この地域ケア会議における個別会議の目的について伺えたらと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　お答えします。個別会議は医療介護等の他職種が共同して地域のケアマネジャーが担当する個別ケースについての課題や困り事などを共有し、課題解決を図る目的で開催しております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　９番　石垣大志議員。

**○９番　石垣大志君**　ありがとうございます。この地域ケア会議でございますが、医療、介護等のいろんな職種の方々が一緒になって難しい問題を考えて、共有して課題解決を図っていく場所であると私も思っております。現在、本町には薬剤師が参加していないとのことでありますので、少し事例を紹介させていただきますと、厚労省が出している地域ケア会議の好事例集の中で薬剤師の参加による効果がうたわれておりまして、薬剤師からの助言が紹介をされております。少し読み上げて紹介をいたしますが、まず１点目、夜間の排尿が頻回で介助の負担が大きい原因が寝る前の利尿剤にあったこと。２点目、ふらつきによる転倒の原因が眠剤にあったこと。３点目、適切な服薬管理について日中のふらつきによる転倒が繰り返されているケースにおいて、複数の医療機関を受診し、複数の薬局で眠剤が重複して調剤されていることでふらつきが起きている可能性があることが指摘されたと。こういった助言等々がこの地域ケア会議の中でできてくるというふうにも思っております。申し上げたいことは、この地域ケア会議の中でいろんな職種の方々がいる中で、いろんな分野の意見、いろんな職種の意見が増えることで個別ケースの原因の究明につながることや、構成員の情報共有が図られることで、様々な困難な事例等への対応や対策につながると思いますけれども、改めて本町の見解を伺えたらと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　お答えします。薬剤師が参加することで薬に関するより専門的知見が得られるものだと考えます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　９番　石垣大志議員。

**○９番　石垣大志君**　ありがとうございます。再質問いたしますが、今後この地域ケア会議への薬剤師への参加も検討するということでよろしいでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　保健福祉課長。

**○保健福祉課長　大城あゆみさん**　お答えします。この地域ケア会議に薬剤師が参加している近隣市町もございますので、状況等を調査して検討してまいります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　９番　石垣大志議員。

**○９番　石垣大志君**　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

　続いて２点目に移ってまいりますが、災害時への備えとして、医薬品等の確保ができているか伺うというところでございますが、質問の趣旨といたしましては、医薬品の備蓄も大切だと思うんですが、供給体制の確保というところで質問をいたしております。他の市町村の事例の中で、那覇市、豊見城市においては備蓄ではなくて、事業所等との供給体制を、協定等を結んで確保しているという事例もございます。そういった観点からこの供給体制の確保という部分も必要ではないかというふうに質問をいたしております。この点に関していかがか見解を伺えたらと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。大規模災害時におきましては、町のほうから県に要請しまして、医療班が派遣されることとなっておりますが、ご質問の医療品等の確保につきましては必要と考えておりますので、町のほうとしましても関係機関、事業所との協定締結に向けて進めていきたいと考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　９番　石垣大志議員。

**○９番　石垣大志君**　この医薬品等の供給体制の協定について近隣市町村の状況が分かればお伺いできたらと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。近隣市町村の協定の状況につきましては、議員からありましたとおり那覇市と豊見城市においては医療関係機関、事業所との協定が交わされております。南城市、与那原町、八重瀬町につきましては、現在協定は交わされていないということです。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　９番　石垣大志議員。

**○９番　石垣大志君**　ありがとうございます。この質問の申し上げたいことはですね、東日本大震災の際に

様々な教訓があったというふうにも聞いております。被災後の避難所生活の際にですね、医薬品等の支援要請を行った際に必要だった薬と、医薬品が到着したときの必要な薬、必要なときに必要な薬がなかったという話も伺っておりますので、こういった事前の医薬品等に関する供給体制の確保ですね、是非取り組んでいただきたいと思いますけれども、これも前向きに検討していくということでよろしいでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。そのことにつきまして、前向きに検討してまいります。

［「休憩願います」の声あり］

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後１時37分）

再開（午後１時37分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。９番　石垣大志議員。

**○９番　石垣大志君**　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

　続いて３点目の災害時支援のための医療機関等との協定締結は可能か伺うというところでございますが、ここもですね、ちょっと私も勉強不足でございまして、一応医療機関「等」とつけております。この災害時協定締結が、災害時に向けての協定締結が重要だというふうに思っております。医薬品に限らず、災害時においては医療器材や医療資材等においてもですね、この供給体制の確保が必要ではないかというふうに感じております。本町に様々な支援が必要な方々がおられます。例えば日常生活用具の給付事業があると思いますけれども、災害時においては障害を抱える方々や医療支援が必要な方々が日常的に必要な用具や物品等がない状況は命に関わってくると考えております。例えば排せつ物を収集するストーマ用装具であったり、吸引器やネブライザー、経管栄養等に必要な医療資材、医療物品、医療用品ですね。医療機器に付属して必要なカテーテルなど、医療用品等の供給体制の確保も必要ではないかと考えますが、見解を伺えたらと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。医療資材の確保等につきましても、関係部署のほうと連携をしながら、関係する事業所の皆さんのほうとそういった協定が交わされるのか。そういったものも意見交換しながら協定の締結に向けて進めてまいりたいと思っております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　９番　石垣大志議員。

**○９番　石垣大志君**　ありがとうございます。あともう１点お伺いしたいのがですね、この医療資材等々の協定だったり、災害時の備えについては、これ全国を含めどういった状況なのか。こういった事例があるのか。その辺をお伺いできたらと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務課長。

**○総務課長　仲村兼一君**　お答えいたします。申し訳ありません。この医療資材の協定の締結に向けてですね、そういった協定を交わしている市町村等の状況につきましては、把握をしておりません。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　９番　石垣大志議員。

**○９番　石垣大志君**　ありがとうございます。この医療資材関係ですね、医療用品等々は災害時においては非常に重要な部分だと思っております。ですので、全国の情報がまだないという状況でございますので、本町が先駆けてこういった取組をしていただけるととてもうれしく思いますし、本当に何が起こるか分からない災害でございますので、事前の備えとして平時のときからできることに取り組んでいただければというふうに思っております。以上で終わります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後１時40分）

再開（午後１時49分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　通告書のとおり順次発言を許します。１番　玉城陽平議員。

〔玉城陽平議員　登壇〕

**○１番　玉城陽平君**　今回も大トリ一般質問、頑張っていきたいと思います。１番玉城陽平、改めてよろしくお願いします。議員の皆さんからも報告がありましたので、私からも少し報告をさせていただきたいと思っておりまして、先日火曜日、沖縄シビックテックサミットというところに私参加してまいりました。シビックテックいうのはテクノロジーを活用して地域課題を解決していくような取組なんですけれども、そこに事例報告という形で登壇させていただいてお話をしてきました。私自身、2013年頃、大学生だった頃に、このオープンデータを活用する先進地である福井県のほうで、地域活性化プランコンテスト、そういうところに参加させていただきまして、そこで学んできてきた経緯があります。そのときから少しずつ学んでいったんですけれども、改めて今このシビックテックサミットというところで、沖縄の皆さんに向けて報告ができたということを非常に感慨深く思っております。これから南風原町でも、行政の皆さんでもそうですし、企業さんですとか、福祉団体の皆さん、社会教育団体の皆さんなど、町内全域のＤＸに努めていきたいと思っておりますので、その趣旨で、今回も一般質問、全て自治体ＤＸに関するところを取り上げさせていただきます。

　まず、このＤＸについて、大前提としてＤＸというのはどういうもので、何のためにあって、どんなことをやっていくのか、どんな考え方の下にあるのかということを少し整理していきたいと思っています。その上で、もう少し限定された総務省が進めようとしている自治体ＤＸについて確認していきます。ＤＸって何かというところなんですけれども、非常に単純化して説明すると、様々な便利な新しい技術が出てきました。それから、それがこれまでよりも格安で使えるような環境が整ってきました。なので、それらをうまく利用して、これまでたくさん時間をかけてやらざるを得なかったような事務作業、こういったものを簡単に済ませたりですとか、自動化したりですとか、そういうことをしていくというところと、それから行政サービスの質の向上の部分にも、このデジタル技術を活用していきましょう。そういうものが非常にざっくりですけれども、ＤＸだと思っています。このＤＸっていうのは、デジタルトランスフォーメーション、これの略なんですけれども、非常に簡単に言うと、デジタル技術を使って組織やサービスを変革していきましょうと。効率化とか自動化、こういう部分をこのＤＸの中で、守りのＤＸとか、サービスの質の向上の部分を攻めのＤＸとか、こういうふうに分けて整理されたりもします。なんで今これが大事なんですかという話なんですけれども、世界的な潮流として、先ほど申し上げたように利便性の高いツールはもうどんどん出てきていますと。民間企業はそれをどんどん活用して利便性を高めて効率も上げている。けれども、行政は独自の仕組みを持つというところがあって、なかなかこの導入が遅れている。そういうふうに思っています。これは南風原町がというわけではなくて、日本全体も含めてですね。

　住民のほうは普段から利便性の高い民間のツールをどんどん使っているわけですね。行政サービスと民間サービスの利便性の差というのが、このままだとどんどんどんどん大きくなってしまう。そのことによって住民側の不満がどんどんたまっていってしまうというところがまず一つあると思っています。それから住民のライフスタイルですとか、価値観の多様化、そういうところから、行政サービスに求められるもの自体も多様になっていて、高度なものが必要となっている。けれどもその一方で、これからも高齢化も進んでいきますし、財政的な余力もどんどんなくなっていく。そうすると、南風原町として本当に必要なものは何で、何をこの町の武器にしていくのか。そういうことを選択していきながら、人的な投資ですとか、社会的な投資を進めていく必要がある。けれども現状としては、職員の数も不足しているところですし、多忙な状態も続いていて、個々の職員の資質能力の向上のための育成に時間をかけたりだとか、個別の施策のブラッシュアップに時間を割くというのもなかなか難しい。そういうふうな現状があると理解しています。職員定数を増やすということ自体がそもそも根本的に必要なことであるとも思ってはいるんですけれども、それが組織の中に戦力として定着していくには、５年とか10年ぐらいかかってしまうんじゃないか。

　ということで、財政的な負担を抑えつつ、なおかつ住民の満足度も高めていかないといけない。その上で、その施策や行政サービスの高度化が必要。それは同時に職員の負担削減とスキルアップの両方ともを満たす必要がある。そういうことを行っていく。そのための方法がＤＸである。私はそのように考えています。

　ＤＸの事例としまして、例えば北海道の北見市、有名な事例ではあるんですけれども、書かない窓口というのを実現しています。住民の皆さんが申請とかをするときに、直接的に書かずに申請することができる。それから窓口を一つに集約することで、役場を利用する住民が申請書の記入のたびに課を移動していく、そういうふうなこともなくなる。なおかつ同時に窓口の業務負担も実現されている。そういう事例がありました。それから神奈川県の平塚市では、先ほどの午前の質問でもありましたが、プレミアム商品券の電子化によって、事業規模が８億円から15億円に倍増したにもかかわらず、経費は１億5,000万円から5,000万円まで縮減される。なおかつ電子化されたことによって、消費者の消費行動がデータ化されて、このデータを分析して、施策の評価とか企画立案とか、そういうところにも使われていると。必ずしもこういう形でうまくいくわけではないでしょうし、財政規模ですとか、採用してるシステムの違いなど、そういったものがあることも理解しています。その中でも南風原町に合った形で、業務効率化とサービスの質の向上を進めていく。それがＤＸでこれから必要になってくるものである。もちろん短期的には学習のコストもかかりますし、業務負担も上がる。業務負荷も上がってくると思います。投資も必要になってはくるんですが、中長期的な視点で、この南風原町の行政サービスをもっともっとよくしていくためにこのＤＸというのが存在していて、本腰を入れて取り組んでいく必要がある。そういうものであるというふうに理解しています。

　補足資料も用意しましたので、こちらもひとつ紹介させてください。こちら資料のほうは、総務省が出している自治体ＤＸ全体手順書と呼ばれるものがありまして、これを抜粋する形で持ってきています。少し言葉をまとめたりとか、そういう補正はしてはいるんですけれども、おおむねこの中のものを持ってきている形ですね。それからこの話の中でも幾つか事例を出していきますが、それはこれも同じく総務省から出している自治体ＤＸ推進手順参考事例集、こちらのものを紹介しています。この参考事例集と、それから全体手順書、それぞれステップ０からステップ３までに整理されながら進めていくということを出しています。なので、それに合わせた形で、ステップ０からステップ３まで一般質問の構成としていまして、それから補足資料のほうでも、それぞれステップ０からステップ３がどういうことをするのかということを説明した上で、裏側のほうに具体的な取組内容、こういうものを記載してまとめています。たくさんしゃべりましたが、これから質問させていただきたいと思います。

　まず（１）ですね。南風原町の自治体ＤＸについてステップ０（ＤＸの認識の共有・機運の醸成）のところで、これまでにどのような取組が行われていて、認識の共有及び機運醸成はどのくらい進んだか。今後はどのようなスケジュール、どのような方針で進めていくのか。そちらをお聞かせください。

　（２）、同じくステップ０で、首長によるリーダーシップの発揮を求める。総務省の手順書でも首長や幹部職員によるリーダーシップと強いコミットメントの重要性が説かれている。石垣市や名護市のデジタルファースト宣言のように、庁内外に向けた意気込みや方針を町長自ら表明していくことはできないか。

　それから（３）ステップ１（全体方針の決定）。南風原町のＤＸのビジョンの策定を求める。現在、個別のＤＸの取組が先行している状態だと考えるが、手順書にもあるとおりＤＸは単なる電子化にとどまるものではない。デジタル技術は手段であり、本筋は南風原町として利用者中心のサービス改革を行なっていくものである。それを踏まえると組織全体で実現を目指していくビジョンの早期策定が重要である。全体方針の策定に向けたスケジュール、取組の体制についてどのように考えているか。

　（４）ステップ２（推進体制の整備）。組織再編の中でＤＸの議論をさらに深めていくことを求めたい。本町では機構改革において全庁的な議論が重ねられているが、これはＤＸ推進の全体方針が定まっていない中で行われているものと理解している。本来、ＤＸは全課の業務の改革とそれによる住民サービスの改善が目指されており、組織再編のための全課共通の前提条件として議論の土台に位置づけられるべきものである。これは総務省の手順書が全庁的・横断的な推進体制をつくり、全体最適化の視点を説くことにも重なっている。機構改革における議論の土台として、部課長におけるＤＸとそれに伴う住民サービス改善事例の理解、これを深めるような機会の充実が必要と考えるが、どうか。

　（５）、同じくステップ２です。ＤＸ推進人材の育成について問う。現時点ではステップ０（ＤＸの認識の共有・機運醸成）、この段階であると理解している。職員のＤＸへの基本的な理解やマインドセットを高める研修と意欲のある職員が自発的に学びを進めるオンデマンドの研修の受講環境の整備（講座の案内の強化、職級や既有スキルに合わせたカリキュラム設計など）、これらに取り組む必要があると考えるが、どうか。

　（６）、同じくステップ２。ＤＸ推進人材の確保について問う。デジタルリテラシーは既に行政職員においても必須スキルの一つになっている。新規の学卒者向けの試験において、ＩＴパスポートや基本情報技術者試験の資格保有者を優遇することで、新規の職員にデジタル分野を学ぶインセンティブを働かせていくこと、このような人材を欲しているとメッセージを出していくことが大事になってくると考えるが、見解を問う。

　（７）、同じくステップ２です。デジタル専門職人材の採用について問う。行政実務の実情を理解し、今後のＤＸの方向性をマネジメントしていくようなデジタル専門職人材の採用において、給与をどのようにするか、業務割り振りや採用時のスキル評価などが課題となり、実施が難しい現状があることは理解する。これを解決するために近隣町村との共同雇用・人材シェアリングを進めていくことができないか。

　（８）ステップ３（ＤＸの取組の実行）。全体方針策定や組織再編が行われる前の現時点において、優先度の高いものから、個別に進めていくそういう動きになることは理解する。ＡＩやＲＰＡの活用、業務のデジタル化、会議の自動文字起こしツールやチャットツールなどの利便性の高いツールの導入や検討など、ＤＸの取組として実行されたものはどのようなものがあるか。

　（９）、これもステップ３ですね。住民の利便性向上と業務効率化の効果の高いものから実行していくべきと考える。具体的には行政手続のオンライン化、基幹業務の標準化とそれに伴う業務フローの再設計（Ｂ・Ｐ・Ｒ）の推進を求めるが、どうか。

　（10）ステップ３。デジタルデバイド対策について問う。自治体ＤＸを進めていく上で電子機器を活用することが難しく、ＤＸに取り残されてしまう住民への支援が必要になる。現在、どのような取組が行われているか。総務省のデジタル活用支援事業などを活用し、取組を広げていくこと、現状の取組を組織化して体系的なものにしていくことはできないか。以上です。お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　まず、質問事項１点目、（１）についてお答えいたします。

　システム標準化、オンライン申請などの作業を進めており、各関係部署については説明や部会の立上げ等を行っていることから、ＤＸの取組について認識の共有、機運醸成は進んでいると考えております。自治体ＤＸの推進は全庁的に取り組む必要があることから、今後は全庁的な機運醸成に努めてまいります。

　（２）です。自治体ＤＸの推進については住民の利便性が向上され、業務の効率化も図れることは認識しており、今後推進に対応できる組織力の強化についても検討しているところです。表明する方法については、今後検討してまいりたいと考えております。

　（３）です。全体方針等については、策定する方向で検討しています。また、組織体制の強化についても現在検討をしているところでございます。

　（４）です。推進体制の整備については、組織力の強化として、機構改革において議論されておりますが、機構改革は自治体ＤＸの推進だけではなく、町全体の組織の見直しについて議論がされています。そのため、単年度で組織力の強化を図ることは厳しく、自治体ＤＸの推進状況により段階的に体制が強化されるものと考えております。部課長における自治体ＤＸの機運醸成については今後も進めてまいります。

　（５）です。自治体ＤＸを推進するためには、職員の資質向上が必要であり、研修体制の整備に取り組んでまいります。

　（６）と（７）は関連いたしますので一括で答弁します。職員採用における資格要件等については、今後調査研究してまいります。

　（８）です。ＡＩ・ＲＰＡの活用については、こども課の保育入所に関する業務やコロナワクチン接種に関する業務に活用しております。チャットツールについては、導入について検討をしているところです。

　（９）です。行政手続のオンライン化については、業務担当で構成している専門部会により、業務フローの見直しも含め、取組を進めているところです。また、基幹系業務のシステム標準化についても、既存システムと標準システムの差を洗い出し、業務フローの見直しを進めているところです。

　（10）です。デジタルデバイド対策については、中央公民館のスマートフォン講座を実施しております。今後も関係課と調整し、推進していきたいと考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　それでは（１）から再質問させていただきたいと思います。（１）こちらについて、２つの意味で町役場全体として取り組むべきものであるということをまず確認していきたいと思います。１つ目は、特定の部署に限らず全ての部署でデジタル技術を活用した業務削減や自動化が目指されていくべきもので、個々の業務のプロセス見直し、身近な改善の先にあるものだというところを考えると、職員一人一人に取組が求められるものであると考えています。それから２つ目としては、部署ごとの担当など縦割りだけではなくて、住民として利用する側の視点から行政サービスをひとつながりのユーザー経験として利便性の向上につなげていく必要がある。その意味でも、横断的、全体的な取組が不可欠であろう。ここから再質問です。

　機運醸成は進んでいるというふうな回答もいただきましたが、先ほど述べたようなことを進めていくためには、首長、幹部職員、一般職員、全ての職員においてそもそもＤＸって何なのか。なぜ今このＤＸに取り組む必要があるのか、これをしっかり理解していく必要があると考えています。今後の取組を進めてまいるというお話はあったんですけれども、今後の取組をもう少し具体的にお聞かせください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。今後の取組としましては、職員向けに研修会のほうを開催し、こちら全庁的にＤＸ推進に関する情報の共有を図り、さらなる機運醸成に努めてと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　研修会の開催を進めていくというお話でしたが、例えば全職員が参加する形にするとか、あるいは希望するものから始めていくとか、そういう何か形式について検討されているものはございますか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　お答えいたします。開催の方法についてはまだ１回全体でやるのか、それとも個別個別に分けてやるのかは決まっておりませんが、今調整しているものは、県のほうから自治体ＤＸに関する市町村へのですね、外部人材のほうを活用しておりますので、その外部人材を活用した説明会のほうができないかということで調整のほうをしております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　ありがとうございます。たくさん用意しているのでどんどん進んでいきますね。

　（２）、全体的な取組として広げていくというところで、今、県の支援の仕組みなどを利用しながらという話もありましたが、担当課の職員の方々、それから進めていくべき業務の担当している職員の方々、情報処理班の取組だけではなかなか広がりに欠けていくところもあると思っているんですね。全国でもデジタルガバメント宣言ですとか、デジタルファースト宣言ですとか、そういった形で様々に出されています。その中で、例えば千葉県市川市であれば、組織を挙げて整合性の取れたＤＸを進めるために、ＤＸがそもそも何かっていうことを定義して、業務の無駄を削り価値創造にシフトする。それから自団体の中で共有するビジョン、デジタル技術を活用した行政の効率化、行政としての顧客への価値提供の最大化、こういうふうな形でそれぞれの組織の中で共有できるビジョンですとか、言葉を明確に立ち上げていっているんですね。これまでの行政組織のやり方とも少し違ってくることがデジタルに関するところだとあると思っています。この市川市の例でも失敗を糧にする風土、これまでの形とは違って、新しい価値創造のために失敗は成功の通過点であると。そういうふうな考え方の方針の転換ですとか、行動指針、こういうものを提示しているんですね。

　改めて利用者中心の行政サービス改革を行っていく、南風原町として何を目指していくのか。もちろん現時点で細かく言及していくことは難しいとは思うんですけれども、改めてその姿勢ですとか、思いですとか、そういったことを是非町長からお聞かせ願えますか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　それでは玉城陽平議員のご質問にお答えをいたします。このＤＸに関しまして、町長の考え方をということだと認識いたしておりますけれども、そもそも私のほうが、このＤＸに関しましてはまだまだ勉強不足でございまして、明確にここでＤＸとは何ぞやというふうな話を、答弁はできないですけれども、ただイメージとして、私はこのデジタルとかＩＴとかですね、やはり今後は大いに活用をして、まさに議員がおっしゃるように書かない窓口、あるいは同じことを何回もやらない窓口ですね。そういったふうなことを考えますと、これは今後、本当に取り入れていかなくちゃいけないことだろうと。そういったふうな認識でございます。そして、デジタルやＩＴでできるものはそれで対応して、じゃあマンパワーは、人間じゃないと対応できないもの。相談窓口とか、あるいはまた家庭訪問とかですね、いろんな人間じゃないと対応できない部分が多々あると思いますので、それにまた我々マンパワーを傾注していくと。そういったふうなイメージを持っておりまして、これから私のこのイメージを職員にも説明をいたしまして、機構改革の中でこのＤＸはこれから避けて通れんから、みんなひとつ勉強してくれと。これを専門にリードしていくセクションを機構改革の中で議論してくれんかと。そういった指示を出しております。その程度のイメージですけれども、先ほど担当課長からございましたように、これから南風原町も勉強していって、デジタル田園南風原町とかですね、そういったふうなものに近づけていければいいなとそのように思っております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　答弁ありがとうございました。私のほうでイメージしているところと非常に重なっていて、同じ方向を向いて進めていけるものだと理解しております。先ほど行政の縦割りですとかそういったことについても少しお話をしましたが、私の勤めていた塾のほうで起こったこと、これから求められていること、そういうことを少し事例として紹介したいと思います。民間の危機感ですとか、求められるスピード感の事例とイメージですね。コロナに対応するというのが2020年４月に、一気に沖縄県内で広がり始めたときに、そのとき授業を止めてしまうと、そもそも生徒さんにサービスを提供することができなくて我々は仕事を失うんですね。なので、すぐにでもオンラインに対応しなくちゃいけないというところから、そもそもどんなツールを使うのか、それから生徒向けのプラットフォームをどういうものとして開発していくのか。マニュアルをどうやって作っていくのか。そんなことを考えていきながら、もうゴールデンウイークにはオンラインの授業を実施する。そういったスピード感が求められていったんですね。その中でリーダーである社長のほうから生徒に寄り添い、学びを止めない。こういった基本的な方針が共有されて、それを持ちながらおのおのの職員がどんどん動いていく。そういうふうな形で進めていきました。この局面を乗り越えたとしても、今デジタル技術を活用して学習するというのも当たり前になっているので、生徒がｉＰａｄとかで問題を回答していくと、全部データが蓄積されていくんですね。そうすると、その個別の生徒が何が苦手で、どういうところから復習し直さなきゃいけないのか、これまで職員、先生方が話したことがもうデジタルで自動で全部出てくんですね。その中にも、やるべき問題も見るべき解説動画も全部出てくるんですよ。そうすると、基礎的なインプットのところで先生方が教えるということがそもそもいらなくなってしまう。むしろそういうＡＩを用いた学習ドリルのほうが最適化されているので非常に効率的である。そうなってくると、我々塾講師、先生方というのは自分の役割の再定義が求められるわけですね。しかもこのスピード感が2017年にできた会社が、もう既に累計80億の資金を調達して、2018年には100個の教室、19年には500、2020年には1,000、2021年には2,500、こういうふうになってくると、日本の中学校１万校ぐらいだと思うんですけど、2025年ぐらいには、そのぐらいの全ての教室に導入されていく。そういうスピード感が必要な状態での変革を求められているんですね。そうすると私たちも、これまではどれだけ分かりやすく教えるかということがメインの仕事だったんですけど、授業そのものを全部見直す必要があって、生徒の学習のモチベーションとか計画立てをサポートしていくとか、そういう自発的に学んでいくというところを支援する伴走役としての役割が求められたりですとか、個別の学びの中では実現されないような対話的な学び、こういうところをファシリテートしていく。そういうふうな形で、我々教える側の専門性というのも再定義する必要がある。その中で私はじゃあどんな役割を専門職として果たすべきなのか。そういうことを問われながら、しかもそれがあと３年後とか４年後とか、そういう目の前のものとして迫ってきているんですね。テクノロジーが教育の分野とどんどん変えていく。怖くもあるんですけど、その一方で、ＤＸの新しい技術を活用することによって、子どもたち一人一人の学びがもっと豊かになるんですよね。我々先生方がやりたかった一人一人の生徒に向き合っていって、その学びを一緒に作っていく。そういうところはデジタルがどんどん進んでいくことによって実現されるんじゃないか。そういう希望もあるんですね。

　先ほど町長のお話の中でも、それぞれの職員がやるべきもの。ＡＩに任せること、コンピューターに任せることは任せてしまって、職員にできることをどんどんやっていくというようなお話があったと思います。もちろん人間にしかできないこと、この部分に専念していくことで、よりよい行政サービスを住民の皆さんに届けていく。住民の皆さんに満足をしてもらう。そういったものがＤＸの本質、本当にやりたかったこと、やるべきことに力を注いでいく。そのためにテクノロジーをうまく使っていこう。これがＤＸの本質だと思っています。

　改めて再質問したいんですけれども、ＡＩに代表されるようなデジタル技術の発展の中で、行政職員に求められる役割ですとか、必要とされる資質能力の変化、このあたりにどのように考えているかお聞かせください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それではこれから求められる職員像についてお答えいたします。まず我々は、高い倫理観、町民の生命、財産を守る観点からですね、やはり意識の高い職員間の倫理感を持って、また日々ですね、自分自身が成長し、町民に対して常にサービスを向上していける。日々向上心のある職員が我々の求める職員像となっております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　ありがとうございます。どんどん進めていきますね、すみません。

　（３）なんですけれども、全体方針策定していく方向で検討していて組織体制の強化についても検討しているところであるという回答いただきました。その一方で、組織再編の話を議論して、担当組織を構成を決めて計画を立ててというふうになると、どうしても、少なくとも１年とか、２年ぐらいのスパンでそういう仕組みができ上がってくるという先の話だと思っているんですね。それまで個別の取組を進めていかないっていうわけにはもちろんいかない、進めていく必要があるでしょうから、そうなってくると全体としての最適化という視点を考えると、大まかな方針、少なくともこういうものは大事なんじゃないか。その方針にのっとって進めていくということが必要なんじゃないか。

　ここから再質問なんですけれども、例えばイメージとして、総合計画の中に基本構想、これと基本計画みたいな形で分かれていると思うんですけど、ＤＸの基本計画に当たる部分は時間はかかるだろう。けれども全体方針としての基本構想みたいなものは、早めに出していく必要があるんじゃないか。それを土台に置きながら組織改革の話も進めていく必要があるんじゃないか。そのように考えるんですが、これいかがでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。議員ご提案のとおり、計画のほうはすぐに策定できるものではないため、先に全体方針等を策定する方向で検討していきたいと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　回答ありがとうございます。

　次、（４）についてなんですけれども、再質問をまずしたいんですけど、これまで部課長級の職員に対するＤＸですとか、デジタル化などについて、研修、あるいはそういった類する学習機会はどんなものがありましたか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。部課長等に全体での研修のほうは、現段階では実施してはおりません。ただ、部課長会議等でこういったＤＸの取組が現行で今進んでいるものですから、その中においてＤＸというものが、今現在進んでいて、こういった取組を今年度までにしないといけないというような情報共有を行って、共通認識のほうは部課長のほうに持っていただいているという形になっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　回答ありがとうございます。機構改革の中で組織再編についての議論も進んでいっていると思うんですけれども、横断的な議論、全庁的な議論にしていくためには、ＤＸに関する理解、認識をまず土台に敷いた上で、本来だとその上に組織改革の話がされるべきじゃないかというふうに考えています。というのも、担当課長のほうからその話が出るというレベルではなくて、全ての課がＤＸという取組を通じて行政サービスの再編をこれからしていくという話を考えると、本来であればこの組織再編全体の下のほうに引かれるべきものなんじゃないか。けれども、今お話を聞くような形だと恐らく優先度の高いものから進めていって共有していっているような形になっていると思いますので、そうすると部課長の皆さんの中でも、デジタルですとか、ＤＸに関する理解の状況はまちまちな状況にあるんじゃないかというふうに思っています。

　鹿児島県鹿屋市などで、職員研修の中で部課長向けのトップ向けＤＸ研修ですとか、デジタル化を念頭に置いたマネジメント研修、こういったものが行われているということも事例集の中で紹介されていました。再質問なんですけれども、今後のこの部課長級幹部職員の研修の実施について、その必要性、それから実際にどういう形で実施されていくことが想定されるか、お聞かせ願えますか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　部課長管理職のＤＸに対しての機運醸成等は必要不可欠だと認識しておりますが、その進め方についてはですね、今後、研修を担う総務、ＤＸを担う企画財政課と調整しながら進めていきたいと考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　回答ありがとうございます。

　次、（５）に進んでいきたいと思います。今部課長級の研修の話も含めてお話しいただいたんですけれども、大掛かりな研修ですとか､その研修のプログラムを作っていくこと自体も結構やっぱり時間がかかるものだというふうに理解しています。なので、既に存在するコンテンツを上手に活用していきながら、自発的に学びを進められる、職員の皆様の後押しをしていくということが必要なんじゃないか。そういうふうに思っているんですね。例えば、Ｊ－ＬＩＳ（ジェイリス）ですとかＩＰＡ、市町村アカデミーなどが出している研修もございますし、ＩＰＡと経産省が一緒に作っている学びデラックスですとか、ＪＭＯＯＣ（ジェイムーク）のオンデマンドでそれぞれが自分の必要なタイミングで学習できる、そういったコンテンツも既に存在していて、ＤＸ推進計画の中でも紹介されているものがございます。まずはそういったコンテンツの存在、利用の仕方、こういうものを職員の皆様に共有していく。その取組の履歴の中から、実はこの職員は意欲的な職員だったんだということも見えてくると思っているんですね。そういう職員が見えてくると、その職員は次から恐らくＤＸ進めていくその課の中のリーダーとして動いていく、育っていく可能性もあると思っています。しかもその職員に取組を学びながら、学び直しが横にその課の中で広がっていく。そういった仕組みを作っていくというのが今からでもやっていくべきことなんじゃないかと思っています。

　教えるということを仕事にしている私の視点から言いますと、そもそもどういうものを学べばいいのかがよく分からない。自分のスキルがどのぐらいでどんなことをやればいいのか分からない。しかも自分の職級とか職務とか、この仕事の内容に合うものはどれを選べばいいのか分からない。そういったところの悩ましさもあると思っているんですね。なので、それぞれの職務とか職級に合わせて、どういったものを学べばよいのか。本人のスキルに合わせてどういうところから学ぶのか。そういったカリキュラムを作って提示していく。これは非常に大事なんじゃないか。そしてその上で取組のインセンティブを設計していってほしいんですね。金銭的なもの金銭的でないもの、両方ともあると思うんですけれども、例えば人事評価において加点するですとか、職員を表彰する制度、資格取得のための経費を補助する、自主研修の奨励、そういった形で取組のインセンティブを設計する。こういったことも必要なんじゃないか、そんなふうに思っておりまして、再質問として、今述べてきたようなデジタル化の学び直しに意欲のある職員の後押しをしていくことを提案したい。こちらどのように考えるかお聞かせください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それではお答えいたします。人材育成についてはですね、職員の成長をですね、我々が一番望むところでありまして、いろんな形で、議員おっしゃるような形もいろいろあると思いますので、それをいい形で勉強してですね、導入をしながら人材育成に努めていきたいと考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　実際このカリキュラムとか、そういうものを設定していくということ自体もそれなりに時間はかかるものだとは思いをするんですけれども、是非その部分を進めていっていただければと思っております。

　次、（６）です。ごめんなさい。すみません。もう１個あります。本町の中で研修を進めていくということ以外にも、広域での研修を提案していくということも必要だと思っているんですね。例えば、南部広域事務組合の広域の職員研修、そういったものがあると思うんですけど、そこにデジタル人材育成の研修を提案していくことができないか。恐らくこの事務組合に加入しているほかの自治体も同じニーズがあるはずなんですね。なので、これを南風原町からどんどん提案していって、そこに職員が参加していく形で学びの仕組みを作っていけないか。これいかが考えますか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　お答えいたします。議員おっしゃる提案だけに限らずですね、職員研修は我々市町村アカデミーとか、いろいろな団体、研修所への派遣も行っていますので、そこに限らずいろんな手段を考えてですね、提案をしながら、職員育成に努めていきたいと考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　次、（６）に進んでいきたいと思います。人材育成の部分と同時に、人材の確保の部分も大事だと思っています。先日の一般質問の中でもありましたが、今大学入試で情報が必修になっています。今の高校１年生が受験する頃には、琉球大学の全ての学部で入試で情報の受験が必要になってきているんですね。学生の中でもＩＣＴを学ぶというのはもう当たり前になっていると。そんな中で、南風原町の職員採用に関して、デジタルスキルを重視していく。これを是非検討して進めていってもらいたいというふうに思っております。この件に関しては回答のほうで、今後調査研究してまいりますということでしたので、是非それをよろしくお願いします。

　それからもう１個なんですけれども、デジタルスキルの評価というふうな採用における戦略、これを定めていくことは非常に大事なことだと思っていますが、それと同時に、そもそもの根本的な問題として、職員定数自体を増やしていく必要があるんじゃないかということも考えているんですけれども、これ現在どのように考えているかお聞かせください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　お答えいたします。現在、機構改革の検討を進めているところでありますが、その検討の中で県内類似団体と比較して、かなり南風原町は定数が少ない状況でありますから、今後は定数の見直しも含めてですね、検討していくものだと考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　ありがとうございます。時間が結構なくなってきましたのでどんどん進んでいきたいと思います。（８）をちょっと飛ばします、すみません。

　（９）に関してなんですけれども、行政手続のオンライン化、それから標準化を進めているというお話でした。再質問したいんですけれども、行政手続のオンライン化、これどういうものを進めているのか。総務省のほうで、子育て介護に関する26手続きですとか、そういったものが出されていると思うんですけれども、こちら明確にお聞かせ願えますか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。現在進めている行政手続のオンライン化につきましては、議員おっしゃるとおり、児童手当関係や妊娠の届出等の子育て関係の15手続き及び介護関係の手続として11手続きのほうを、現在オンライン化に向けて作業を進めているところです。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　回答ありがとうございます。こちら総務省のスケジュールのほうで、令和４年度末に終わるようにというふうなスケジュール感があったと思うんですけど、これ実際進捗いかがですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。この期限が、今現在その手続きができるように作業を進めており、令和５年度より開始できるよう作業を進めているところでございます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　ありがとうございます。今のスケジュール感ですとか、自治体の行政手続のオンライン化については、最初に共有させていただいたこの補足資料裏側のほうに書いておりますので、是非こちらの方もご確認お願いします。

　その行政手続のオンライン化に関して、今お話にあった子育てのものと介護のもの、これ以外にも優先的に推進すべきものとして処理件数が多い、それからオンライン化の推進によって住民の利便性の向上、業務の効率化が効果が高い、そういうふうなものとして24の手続きを挙げられていますが、これは本町としてはどのような形で取り組んでいくのかそちらをお聞かせください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。現在は国のほうが示す26手続きについて作業を進めているところでございます。今後、その他の手続につきましては、こちらのほうも優先順位を判断して、可能なものから随時実施していく形になると考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　回答ありがとうございます。以前も中央公民館の貸出しですとか、そういったものをデジタル化、オンライン申請のほうを要望しましたがそういった形でどんどん進めていっていただけると住民の利便性も向上しますので、是非よろしくお願いしたいと思っています。

　（９）に関してなんですけれども、チャットツールなどの検討が既にあるというお話もありました。これから取り組む予定のもの、それにより期待される効果などもお聞きしたいんですけれども、こちらいかがですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　ただいまの質問にお答えいたします。今後の予定については、今現在ロゴチャットのほう、試験的に今企画財政課のほうで実証実験という形で検証しているところでございます。今後もですね、様々なこういった業務の改善等ですね、住民の利便性の向上を図れるものがあれば、随時検討していきたいと考えております。以上です。

［「休憩願います」の声あり］

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後２時33分）

再開（午後２時34分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。企画財政課長。

**○企画財政課長　玉那覇和彦君**　お答えいたします。チャットツールの効果についてですね、現在検証中のため、まだ結果が出ていないところではございますが、他の自治体からは利便性が図られているという検証結果が出ているところもありますので、その辺も踏まえてこちらのほうでも検証していきたいと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　ありがとうございます。

　最後（10）に行きたいと思います。前回一般質問の中で中央公民館のスマートフォン講座なども取り上げました。自治体ＤＸを進めていく上でこのデジタルデバイド対策、避けて通れないものだと思っていますし、絶対的に必要なものだと考えています。総務省のほうはデジタルデバイド対策としてデジタル活用支援事業を打ち出して、携帯キャリアショップを中心にして地域住民へのデジタル活用支援を進めている。その中で、南風原町の中にもソフトバンクさん以外にもａｕですとかドコモさんですとか、そういった店舗が既に登録されている状況にあると考えています。その上で、再質問なんですけれども、前回、担い手の確保がひとつ課題だったと思います。各種のキャリアショップとの連携強めていくことができないか、取組を量的にも範囲的にも広げていくことができないか、こちらいかがですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　生涯学習文化課長。

**○生涯学習文化課長　野原　学君**　ご質問の講座のほうでの取組なんですが、その講座のみならず、やはり広い意味での取組も必要だと考えておりますので、これからまたいろいろ研究を進めてまいりたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　回答ありがとうございます。このデジタル活用支援事業の中で既に学習用の教材とか動画、そういったものを準備されているので、各種キャリアショップに協力要請して、担い手育成の取組を……。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　終わります。休憩します。

休憩（午後２時36分）

再開（午後２時36分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会（午後２時36分）